

地域の自主性及び自立性の向上に向けた 地方行財政制度のあり方に関する調査研究

平成26年 3 月

一般財団法人 地方自治研究機構

はじめに

地方分権の進展、急速な少子高齢化社会の到来をはじめとして社会経済情勢が大きく変化する今日において、地方公共団体を取り巻く時代環境は厳しさを増しています。そのような中で地方公共団体は安心・安全の確保、地域産業の振興、地域の活性化、公共施設の維持管理、行財政改革等の複雑多様化する課題に対応していかなくてはなりません。また、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組むとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことが重要となってきました。

このため、当機構では、地方公共団体が直面している諸課題を多角的・総合的に解決するため、個々の地方公共団体が抱える課題を取り上げ、当該地方公共団体と共同して、全国的な視点と地域の実情に即した視点の双方から問題を分析し、その解決方策の研究を実施しています。

本年度は3つのテーマを具体的に設定しており、本報告書は、そのうちの一つの成果を取りまとめたものです。

平成24年2月に社会保障と税の一体改革の全体像や実施時期を示した「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定され、社会保障と税の一体改革関連法案が国会に提出されました。同関連法案は、平成24年8月に可決・成立し、その後、内閣に設置された「社会保障制度改革国民会議」において広範な議論が行われました。

また、政府の平成26年度予算では消費税の引上げに伴う社会保障の充実が盛り込まれるなど、社会保障制度改革は新しいステージに踏み出したところです。

このような背景から、今年度の研究会は「社会保障制度改革の動向と地方財政」について、「地方財政」、「社会保障」、「子ども・子育て」、「困窮者支援策及び生活保護」の4分野をテーマとして設定し、地域の自主性及び自立性の向上に向けた地方行財政制度のあり方を考察し、その考え方を整理しました。

本研究の企画及び実施に当たりましては、研究委員会の委員長及び委員をはじめ、関係者の方々から多くの御指導と御協力をいただきました。

また、本研究は、公益財団法人 日本財団の助成金を受けて、総務省自治財政局調整課と当機構が共同で行ったものです。ここに謝意を表する次第です。

本報告書が広く地方公共団体の施策展開の一助となれば幸いです。

平成26年3月

一般財団法人 地方自治研究機構
理事長 山中 昭 栄

目 次

研究概要	3
第1部 地方財政	5
第1章 地方財政について	7
第2章 地方財政平衡交付金と地方交付税	29
第3章 税財政分権の日本的文脈	35
第4章 近年の地方財政の動向	41
第5章 平成26年度地方財政収支の仮試算等について	47
第6章 平成26年度地方財政計画の概要について	55
第2部 社会保障	69
第1章 地方財政と社会保障のかかわりについて	71
第2章 社会保障制度改革について	77
第3部 子ども・子育て	95
第1章 子ども・子育て新制度の検討状況と 待機児童解消に向けた取り組みの現状について	97
第4部 困窮者支援策及び生活保護	107
第1章 新たな困窮者支援策及び生活保護制度の見直しについて	109
第2章 生活保護に係る実態調査の状況	113
第5部 今年度の研究のまとめ	117
委員名簿等	137

研究概要

研究概要

1 本調査研究の趣旨

平成12年4月の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（地方分権一括法）施行以来、地方分権の推進に向けて、国と地方の在り方をめぐる様々な議論がなされてきた。

急速な少子高齢化社会の進行をはじめとして社会経済情勢が大きく変化する今日においては、社会保障制度改革の全体像及び必要な財源を確保するための税制抜本改革、いわゆる税と社会保障の一体改革について国と地方あげての議論が進められている。

平成24年2月に社会保障と税の一体改革の全体像や実施時期などを示した「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定された後、社会保障と税の一体改革関連法案が民主党、自民党、公明党の3党合意を経て平成24年8月に可決・成立した。その後、内閣に設置された「社会保障制度改革国民会議」（以下「国民会議」という。）において広範な議論が行われ、平成25年10月には、国民会議の報告書を踏まえ、社会保障制度改革の全体像及び進め方を明らかにする「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」（プログラム法案）が臨時国会に提出され、同年12月に可決・成立した。平成26年1月には、プログラム法で規定されている「社会保障制度改革推進本部」が設置され、改革を総合的かつ計画的に推進するとともに実施状況を検証し、更なる改革の企画立案等を行っていくこととされている。平成26年4月から消費税が8%に引き上げられ、この増収分を活用して政府の平成26年度予算では社会保障の充実が盛り込まれるなど、我が国の社会保障制度改革は新しいステージに踏み出したところといえる。

このような背景や新たな委員を迎えての初年度であることを踏まえ、今年度の本研究会は「社会保障制度改革の動向と地方財政」について、委員及び行政側の発表及び意見交換に加え、地方公共団体からの意見聴取及び現地視察も行った。本報告書はその内容を整理したものである。

なお、本研究会では、委員長のご発案で委員の役職や肩書きに関係なく、個人的見解を基に自由闊達に議論するという運営を行っており、本報告書も委員会でのこの自由な議論の結果をできるだけ尊重し、反映した形でまとめている。

2 本報告書の構成

本報告書では、今年度の研究テーマである「社会保障制度改革の動向と地方財政」を中心に考察する。

まず、第1部では歴史的な視点を加えながら「地方財政」について、つづいて第2部では「社会保障」をテーマに第1章で「地方財政と社会保障のかかわり」について、第2章で「社会保障制度改革」について、さらに第3部では「子ども・子育て」をテーマに「子ども・子育て新制度の検討状況と待機児童解消に向けた取り組み」について、そして第4部では「困窮者支援策及び生活保護」について、それぞれ解説及び紹介を行っている。

最後に第5部では、「今年度の研究のまとめ」として「社会保障改革の進展と平成26年度以降の地方財政」について解説及び紹介を行っている。

第1部 地方財政

第1章 地方財政について

村岡 嗣政（総務省自治財政局財政課財政企画官）

地方財政関係資料

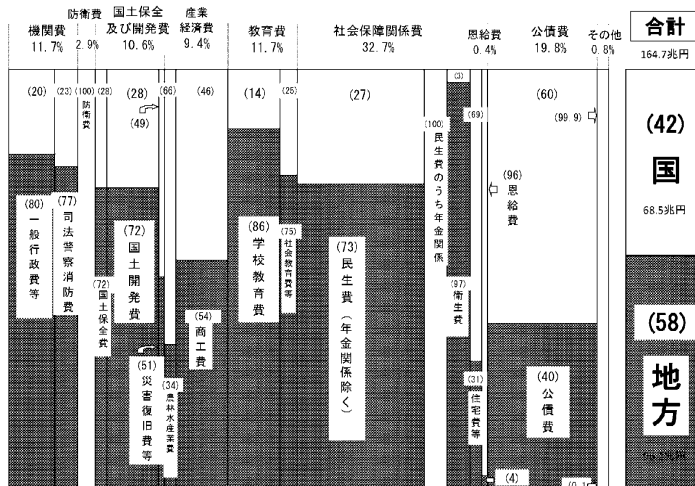


平成25年6月

地方財政の果たす役割

- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェイトは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで約3/5となっている。

○ 国と地方の役割分担（平成23年度決算）
 <歳出決算・最終支出ベース>



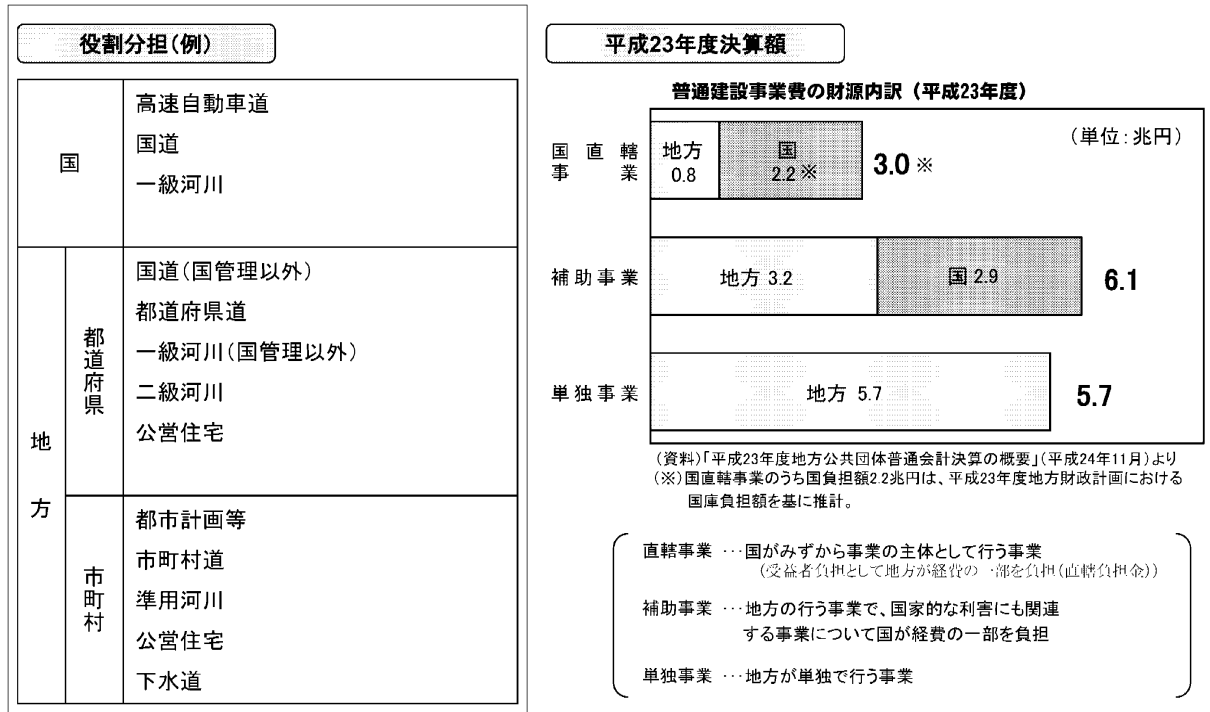
国と地方との行政事務の分担

分野	公共資本	教育	福祉	その他
国	○高速道路 ○国道 ○一級河川	○大学 ○私学助成（大学）	○社会保障 ○医師免許 ○医薬品許可免許	○防衛 ○外交 ○通関
地方	○市道 ○市町村道 ○河川 ○下水道 ○公営住宅 ○市営住宅 ○調整区域	○高等学校・特殊教育学校 ○小・中学校教員の給与 ○私学助成（幼～高） ○公立大学（特定の県）	○生活保護（町村の区域） ○児童福祉 ○保健所	○警察 ○消防 ○職業訓練

（注）（ ）内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合
 計数は精査中であり、異動する場合がある。

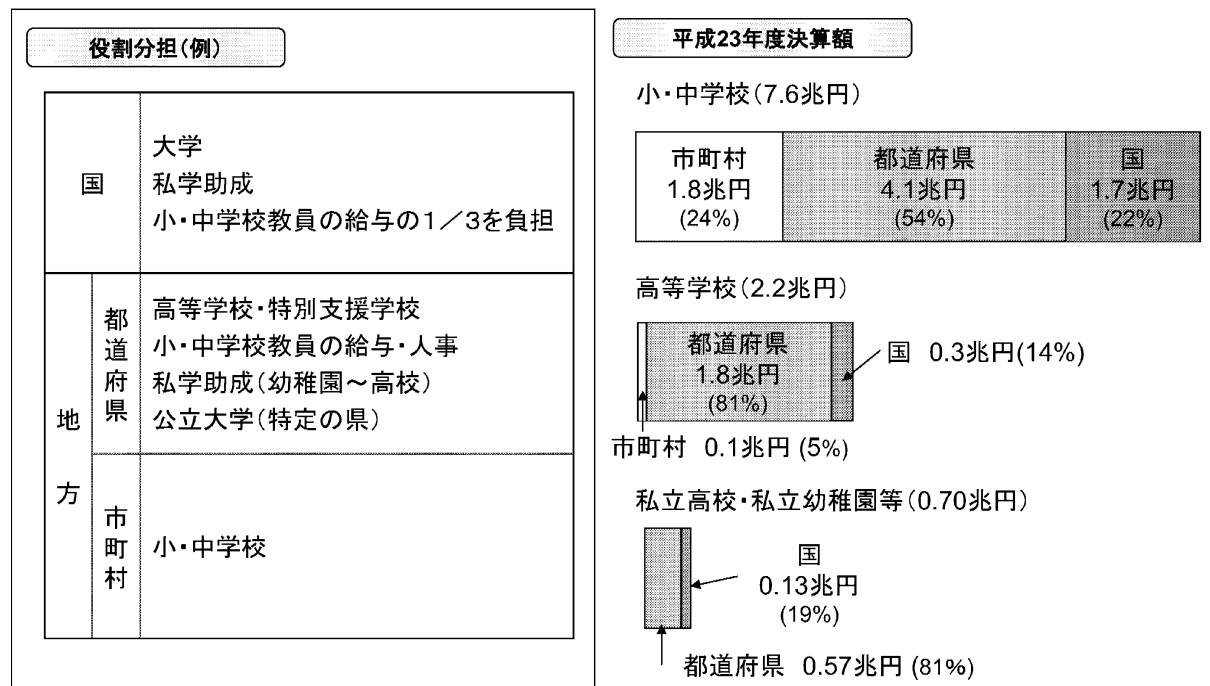
公共投資の役割分担

○ 住民に身近な公共投資は地方が、利益が広域に及ぶ公共投資は国が主体となって実施



教育の役割分担

○ 義務教育等においては、学校の運営やその費用負担の大部分を地方がまかない、国は学習指導要領の制定や教職員給与の補助等を実施。



社会保障の役割分担

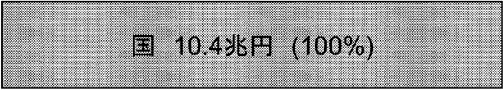
- 年金：国の役割
- 保育・介護・医療：主として市町村の役割

役割分担		
国	年金	・年金給付に関する事務
地方 市町村	保育	・保育所の運営 <small>都道府県：財政支援 国：保育制度の立案、財政支援</small>
	介護	・介護保険事業の運営 <small>都道府県：介護保険事業の運営健全化のための調整、財政支援 国：介護保険制度の立案、財政支援</small>
	医療 (※)	・国民健康保険事業の運営 <small>都道府県：国民健康保険事業の運営健全化のための調整、財政支援 国：医療制度の立案、財政支援</small>

※医療については、「国民健康保険」の他に、「協会健保」、「組合保険」及び「共済組合」があり、それぞれ役割・公費負担は異なる。

平成23年度決算額

年金 10.4兆円 ※ 国民年金(基礎年金部分)の給付費のうち国庫負担分。



介護 4.2兆円

市町村	都道府県	国
1.2兆円 (29%)	1.2兆円 (29%)	1.8兆円 (42%)

医療(例:国民健康保険) 5.2兆円

市町村	都道府県	国
0.9兆円 (17%)	0.9兆円 (17%)	3.4兆円 (66%)

※年金、介護、医療とも公費負担部分の総額及び割合であり、保険料等除き。

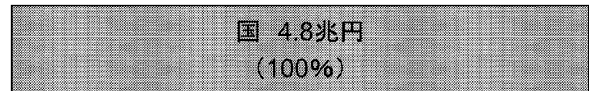
治安等の役割分担

- 防 衛：国の役割
- 警 察：都道府県の役割
- 消 防：市町村の役割

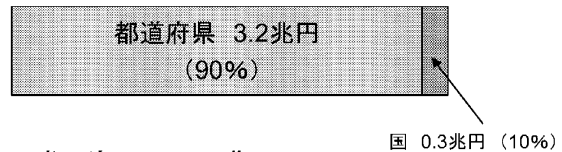
役割分担		
国	防衛	・自衛隊の管理・運営 ・外国軍隊の駐留に伴う事務
地 方	都道府県 警察	・犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕 ・交通の取締 <small>国：警察制度の立案、都道府県に対する財政支援</small>
	市町村 消防	・火災現場等での火災の鎮圧 ・地震、風水害等の災害の予防、警戒、防除 <small>都道府県：市町村等の災害対策の支援及び総合調整 国：消防制度の立案、市町村に対する財政支援</small>

平成23年度決算額

防 衛 4.8兆円



警 察 3.5兆円



消 防 1.9兆円

市町村	都道府県	国
1.7兆円 (88%)	0.2兆円 (10%) <small>(東京のみ都が実施)</small>	0.03兆円 (2%)

※ 都道府県及び市町村の金額は、国庫支出金を除いた数値である。

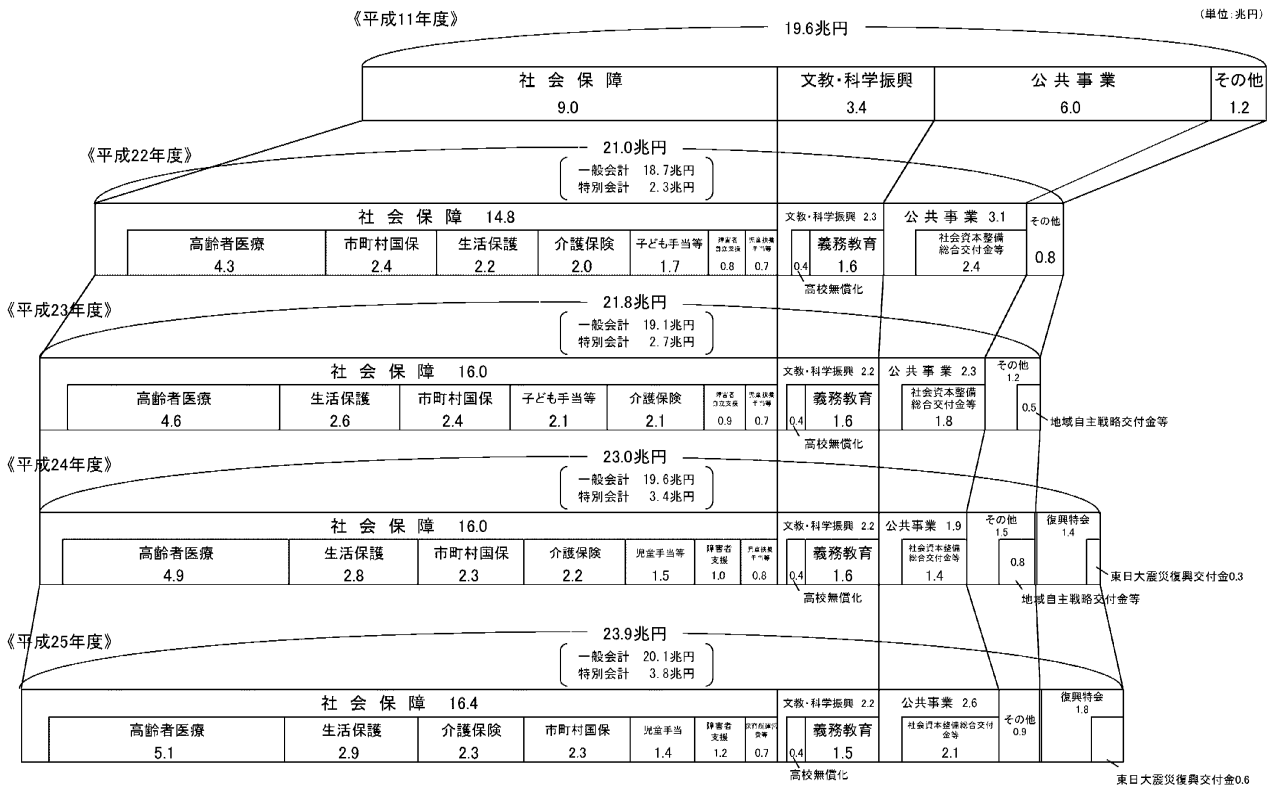
地方財政計画（通常収支分）の歳出の分析

- 地方財政計画は、毎年度国の予算編成を受けて作成の上、国会に提出しているもの。
- 国庫補助関連事業(約29.2兆円)、国が法令等で基準を設定しているもの(警察官や高校教員数など)、国が法令でその実施を義務付けているもの(戸籍、保健所、ごみ処理など)が、地方一般歳出の大部分を占めている。

地方財政計画（平成25年度）【81兆9,154億円】

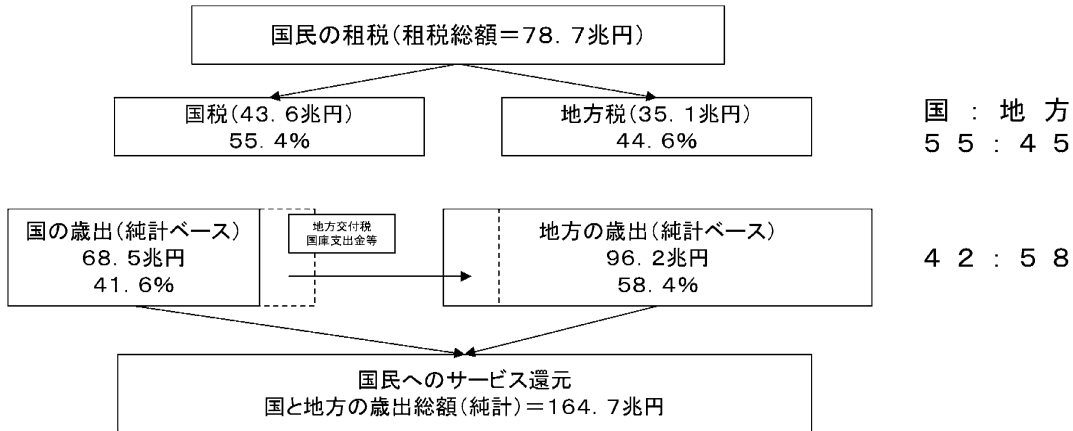
区分	補助	国費	地方費	その他	説明
給与関係経費 197,479	55,777	15,143	40,634	48,253	小中学校教職員等 (単位: 億円) 地方警察官 19,996 消防職員 11,561 高校教職員 16,696
	141,702			93,449	戸籍等窓口、福祉事務所、保健所、ごみ処理等
一般行政経費 318,257	163,919	73,369	90,550	1,519	生活保護、介護保険(老人ホーム、ホームヘルパー等)、後期高齢者医療、障害者自立支援など
	139,993			138,474	警察・消防の運営費、ごみ処理、道路・河川・公園等の維持管理費、農業・畜工業等貸付金、保健所、義務教育諸学校運営費、私学助成、戸籍・住民基本台帳など
	14,345				都道府県財政調整交付金、保険基金安定制度(保険料軽減分)、国庫補助安定化支援事業
地域経済基盤強化・雇用等対策費 14,950					地方費
投資的経費 106,698	56,668	5,874	24,745	26,049	直轄事業負担金、清掃、農林水産業、道路橋りょう、河川海岸、都市計画、公立高校など
	50,030				(注) その他には、小・中学校、ごみ処理施設、社会福祉施設、道路等の事業で、いわゆる国庫補助事業の置き直し単独や補助事業を補完する事業等、国庫補助と密接に関係する事業も含まれる。
公債費 131,078					地方費
給与の臨時特例対応分 7,550					地方費
公営企業繰出金 25,753		16,376	9,377		企業債の元利償還に係るもの、上下水道、病院(高度医療等)等
その他 17,389					

地方向け補助金等の全体の姿



国と地方の税財源配分と地方歳入の状況

(1) 国・地方間の税財源配分(平成23年度)



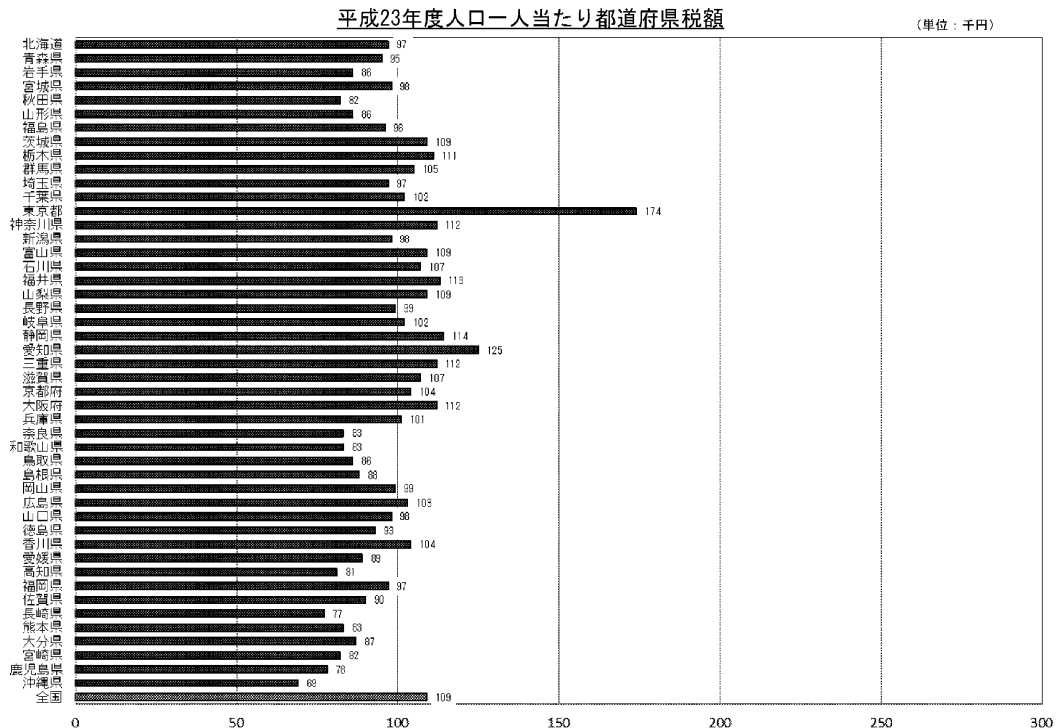
(2) 地方歳入決算の内訳(平成23年度)

地方税	地方譲与税 地方特例交付金 地方交付税	国庫支出金	地方債	その他
341,714 (34.1%)	212,862 (21.3%)	159,615 (16.0%)	117,603 (11.8%)	168,903 (16.9%)
地方歳入 100兆696億円				

(注) 国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。

都道府県の税源偏在の状況

○ 地方の自主財源の基本である地方税は、経済活動の集積度の違いなどにより、法人関係税をはじめ地域間での税源の偏在が大きく、平成23年度では、人口一人当たり税額で見ると東京の17.4万円に対し、沖縄県は6.9万円と2.5倍の格差が生じている。



地方交付税とは

● 国税五税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

性 格 : 本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）

（参考 平成17年2月15日 衆・本会議 総理大臣答弁）
 地方交付税改革の中で交付税の性格についてはというお話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

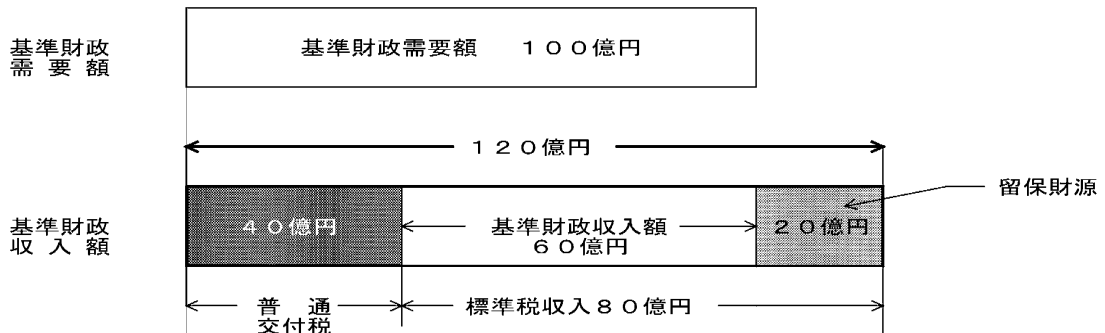
総 額 : 所得税・酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%、たばこ税の25%

種 類 : 普通交付税＝交付税総額の94%
 特別交付税＝交付税総額の6%

普通交付税の算定方法

普通交付税は、標準的な財政需要（基準財政需要額）が標準的な財政収入（基準財政収入額）を超える団体に対して交付。

- $\text{基準財政需要額} = \frac{\text{各項目における単価}}{\text{（単位費用）}} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数}$
- $\text{基準財政収入額} = \text{標準的な地方税収入見込額} \times 75\% \text{（譲与税については100\%）}$
- 算定例



単位費用一覧（平成25年度）

1 道府県分
(1) 個別算定経費

区 分	単 位	単 位 費 用 (円)	
主 小 学 校 費	1 道庁後りよう費	道庁の面積 159,000	
		道庁の坪単 1,483,000	
	2 道 用 費	坪単の坪単 169,000	
	3 道 用 費	道庁の坪単 37,700	
		道庁の坪単 6,000	
		道庁の坪単 10,000	
		道庁の坪単 5,000	
	4 その他の上本費	人 員 1,500	
	1 小 学 校 費	教 職 員 数 6,130,000	
	2 小 学 校 費	教 職 員 数 6,170,000	
教 育 費	3 高 等 学 校 費	教 職 員 数 6,590,000	
		生 徒 数 66,400	
	4 特別支援学校費	教 職 員 数 6,027,000	
		学 徒 数 3,334,000	
	5 その他の教育費	人 員 1,760	
	公立大学等学生数 224,000		
	私立大学等学生数 271,000		
四 厚 生 等 費	1 生活保護費	町村部人口 8,980	
	2 社会福祉費	人 員 12,300	
	3 衛生費	人 員 14,400	
	4 高齢者保健福祉費	65歳以上人口 50,100	
		75歳以上人口 95,500	
	5 労働費	人 員 512	
	五 産 業 経 済 費	1 農業行政費	農 家 数 116,000
		2 林野行政費	公有林野の面積 4,280
			公有林野の面積 15,800
		3 水産行政費	水産業者数 317,000
六 総 務 費	4 商工行政費	人 員 2,250	
	1 徴収費	世 帯 数 6,230	
	2 忠告費	懲罰受給者数 1,131,000	
	3 排廃水費	人 員 768	
七	地域経済・雇用対策費	人 員 2,630	
	八 地域の安全・安心推進費	人 員 528	

(2) 包括算定経費

区 分	単 位 費 用 (円)
人 員	11,630
面 積	1,267,000

2 市町村分
(1) 個別算定経費

区 分	単 位 費 用 (円)	
主 小 学 校 費	1 道庁後りよう費	道庁の面積 79,100
		道庁の坪単 203,000
	2 道 用 費	道庁の坪単 26,000
		道庁の坪単 6,000
		道庁の坪単 11,000
		道庁の坪単 4,300
	3 道の市町用費	道庁の坪単(道庁以外の人口) 968
	4 公園費	人 員 514
	5 上本費	道庁の面積 37,700
	6 その他の上本費	人 員 1,780
教 育 費	1 小 学 校 費	教 職 員 数 44,300
		学 徒 数 898,000
	2 中 学 校 費	学 校 数 9,536,000
		学 徒 数 41,900
		学 徒 数 1,119,000
四 厚 生 等 費	1 生活保護費	学 徒 数 9,887,000
		教 職 員 数 6,701,000
五 産 業 経 済 費	1 農業行政費	生 徒 数 80,800
		人 員 5,050
		道庁の坪単 339,000
	2 林野行政費	市 部 人 員 9,130
六 総 務 費	1 労働費	市 部 人 員 20,300
	2 徴収費	人 員 7,660
	3 忠告費	65歳以上人口 68,000
	4 高齢者保健福祉費	75歳以上人口 85,100
七	5 徴収費	人 員 5,040
	1 農業行政費	農 家 数 83,000
	2 水産行政費	水産業者数 270,000
	3 商工行政費	人 員 1,450
八	1 徴収費	世 帯 数 4,990
	2 忠告費	懲 罰 数 1,480
	3 排廃水費	人 員 2,290
九	4 地域経済・雇用対策費	人 員 2,270
	5 地域の安全・安心推進費	面 積 1,214,000
	人 員 2,340	
	人 員 262	

(2) 包括算定経費

区 分	単 位 費 用 (円)
人 員	21,320
面 積	2,585,000

各項目における基準財政需要額の算定

各項目における単価(単位費用)に人口等(測定単位)を乗じることを基本。

【小学校費(都道府県分)の例】

$$\text{小学校費} = \frac{\text{教職員1人当単価}}{\text{(単位費用)}} \times \frac{\text{教職員数}}{\text{(測定単位)}} \times \text{補正係数}$$

↓

給料+各種手当等

↓

法令に基づく
教職員定数

↓

地域手当+寒冷地手当等

【消防費(市町村分)の例】

$$\text{消防費} = \frac{\text{人口1人当単価}}{\text{(単位費用)}} \times \frac{\text{人口}}{\text{(測定単位)}} \times \text{補正係数}$$

↓

常備消防+非常備消防(消防団)

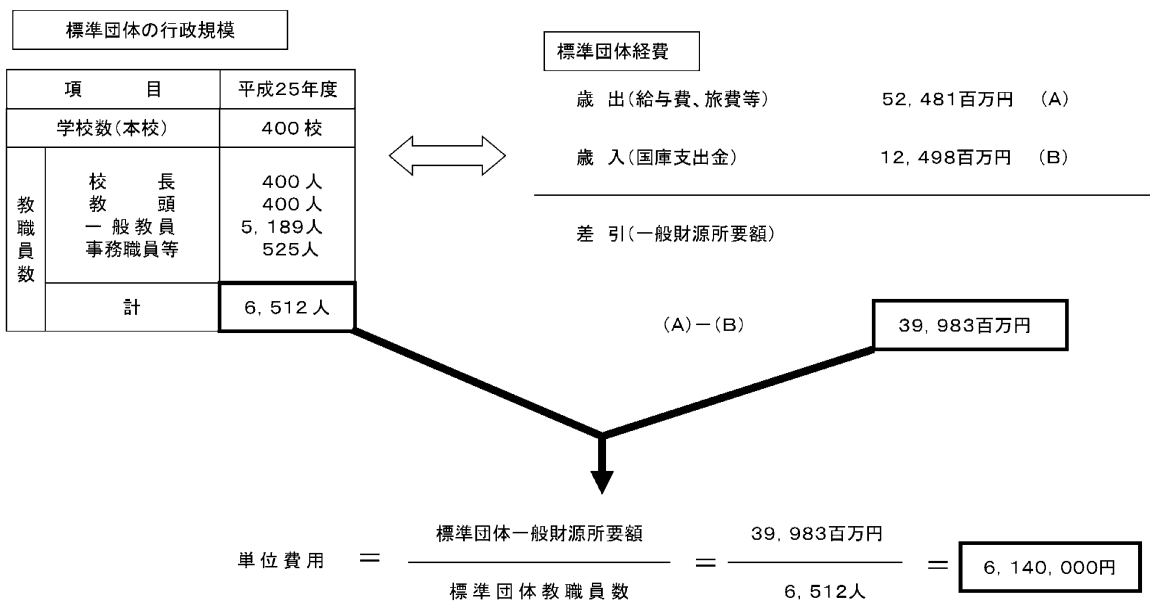
↓

国勢調査人口

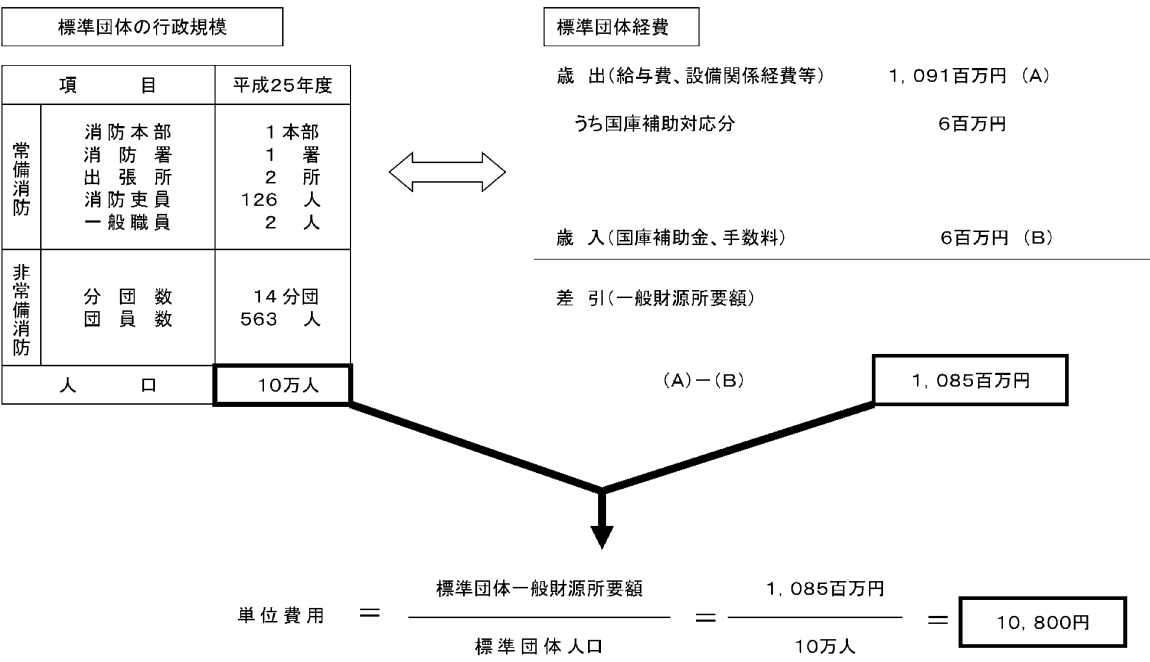
↓

人口規模によるコスト差

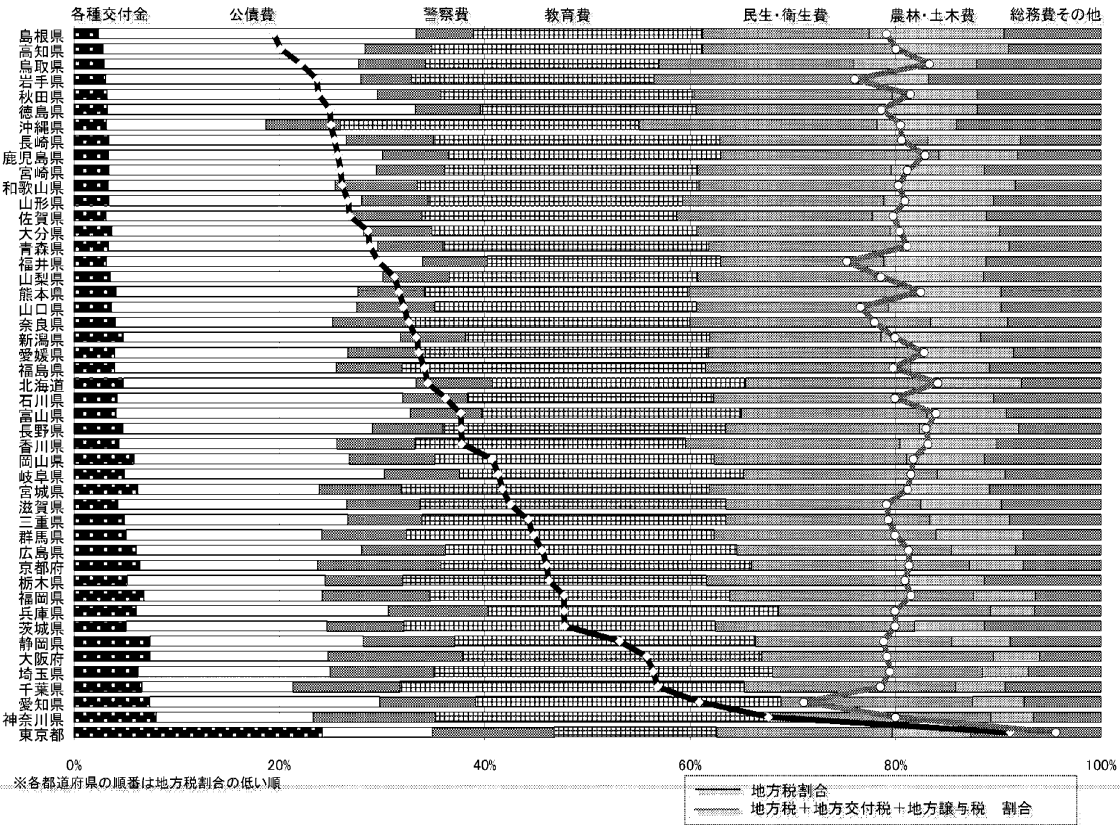
小学校費（都道府県分）の単位費用



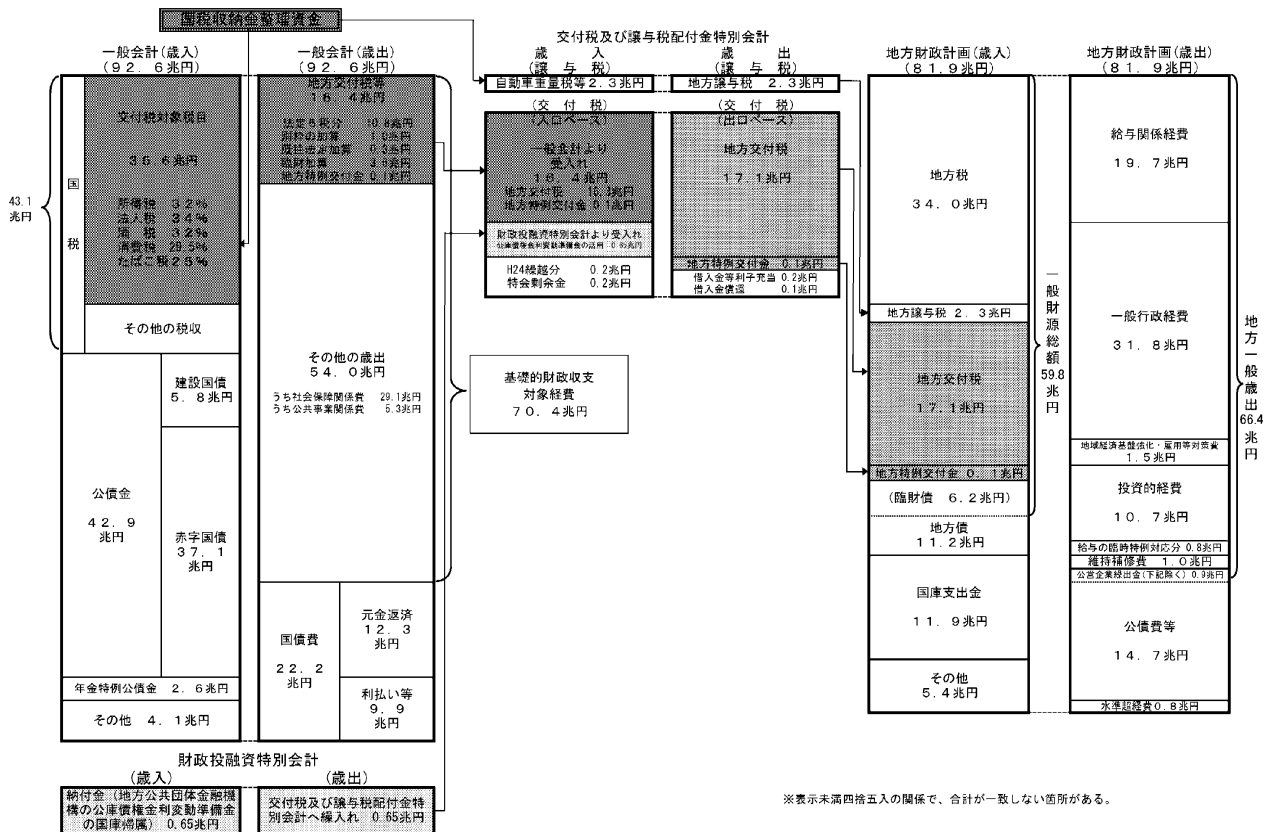
消防費（市町村分）の単位費用



地方交付税による財源保障・財源調整の状況(平成23年度決算(復旧・復興、緊防除く))



国の予算と地方財政計画（通常収支分）との関係（平成25年度当初）



地方交付税率の変遷

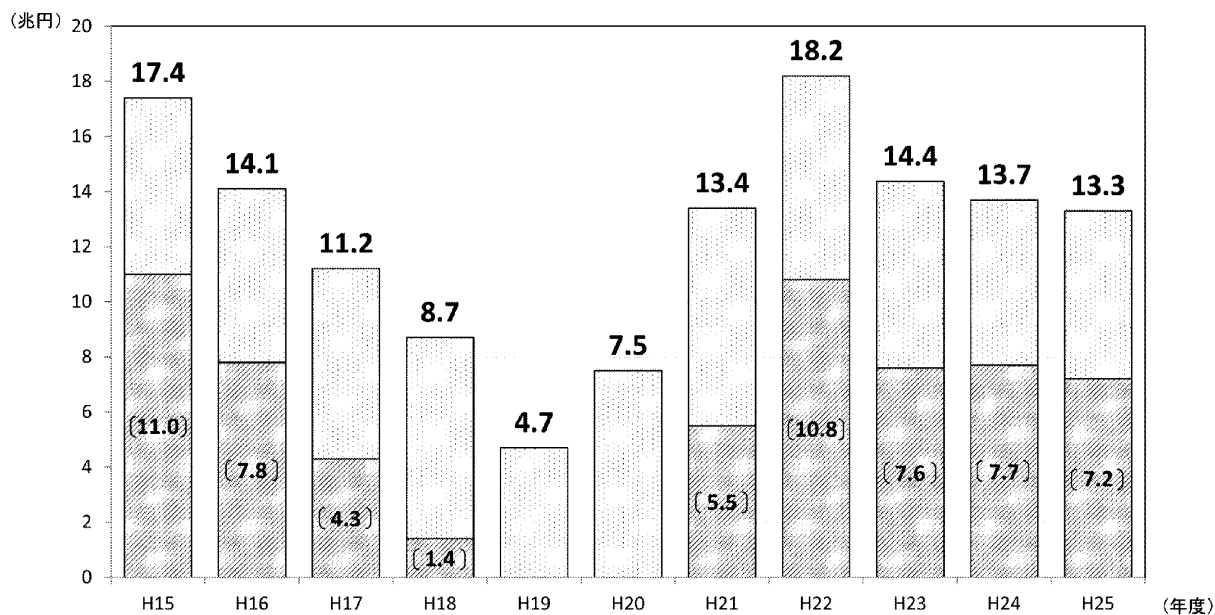
(単位:%)

改正年度	所得税	法人税	酒税	消費税	たばこ税	備考
昭和29	19.874	19.874	20			・地方財政の財源不足に対処するため、順次引上げ
昭和30		22				
昭和31		25				
昭和32		26				
昭和33		27.5				
昭和34		28.5				
昭和35		28.5 + 0.3*				
昭和37		28.9				
昭和40		29.5				
昭和41		32				
平成元				24	25	・昭和63年度の税制の抜本改革(消費税の創設等) 法定3税の減税に伴う交付税の減等への対応として消費税を対象税目化 ・国庫補助負担率の恒久化 国庫補助負担率の恒久化(経常経費)への対応としてたばこ税を対象税目化
平成9				29.5		
平成11		32.5				・平成6年度の税制改革(地方消費税の創設・消費税率の引上げ等) 所得税の減税に伴う交付税の減等への対応として消費税の法定率を引上げ ・平成11年度の税制改正(恒久的な減税) 法人事業税の減税への対応として法人税の法定率を引上げ
平成12		35.8				
平成19~	32	34.0	32	29.5	25	・平成18年度の税制改正 恒久化される法人事業税の減税への対応として法人税の法定率を変更

*0.3は、臨時地方特例交付金

地方の財源不足額

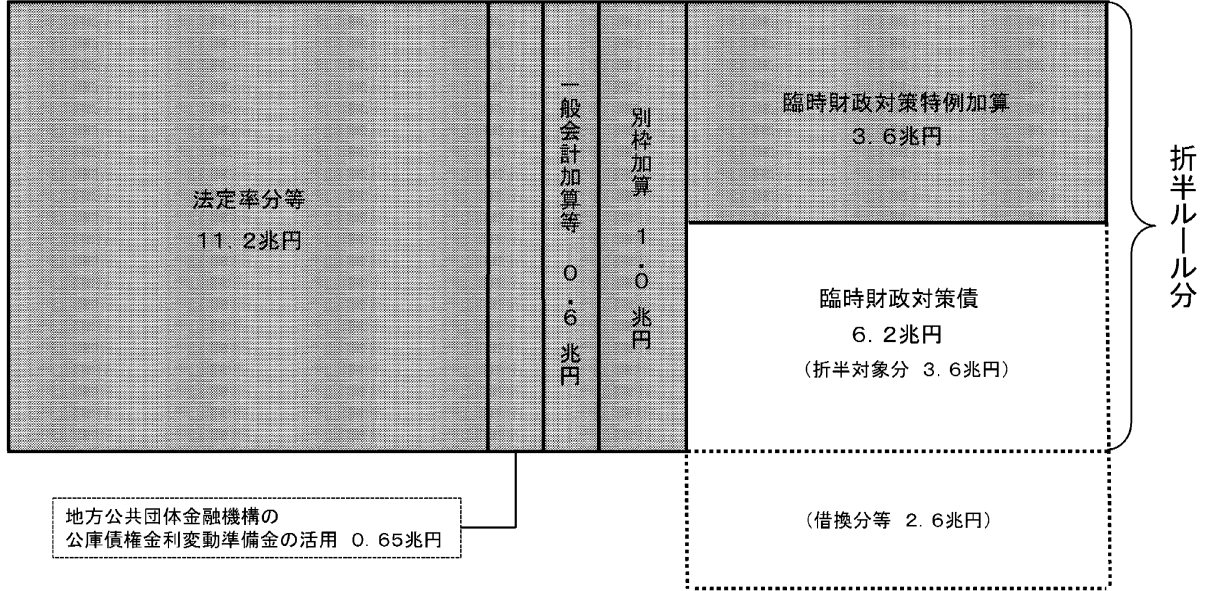
○ 近年は巨額の財源不足が続いている状況。



※ 財源不足額は補正後の額。ただし、平成24年度及び平成25年度は当初の額。
 ※ ()は折半対象財源不足額。

地方交付税と臨時財政対策債

平成25年度地方交付税 17.1兆円



平成25年度地方財政収支

(単位:兆円)

歳出 81.9兆円 (81.9兆円)	給与関係経費 19.7 (21.0)	一般行政経費 31.8 (31.1)	投資的 経費 10.7 (10.9)	公債費 13.1 (13.1)	その他 6.6 (5.8)
--------------------------	--------------------------	--------------------------	-----------------------------	-----------------------	---------------------

国・地方で折半

歳入 81.9兆円 (81.9兆円)	国庫 支出金 11.9 (11.8)	地方 債等 10.3 (10.4)	地方税・地方譲与税等 36.5 (36.0)	臨時財政 対策債 (元利 分) 2.6 (2.3)	地方交付税 17.1 (17.5)	臨時財政 対策加算 3.6 (3.8)	臨時財政 対策債 折半分 3.6 (3.8)
--------------------------	-----------------------------	----------------------------	------------------------------	--	-------------------------	------------------------------	------------------------------------

※()内は平成24年度当初の数値

㊦地方一般財源総額 59.8兆円(㊥59.6兆円)

平成25年度地方交付税算定基礎

(単位:億円)

区分	平成25年度 当初予算額 A	平成24年度 当初予算額 B	増減額 (A-B) C	増減率 C/B
国税5税の法定率分等 ①	108,495	106,053	2,443	2.3%
所得税×32%	44,474	43,171	1,302	3.0%
酒税×32%	4,310	4,288	22	0.5%
法人税×34%	29,628	29,947	△320	△1.1%
消費税×29.5%	31,415	30,748	667	2.2%
たばこ税×25%	2,478	2,363	115	4.9%
(小計)	112,304	110,517	1,787	1.6%
平成19、20年度精算分等	△3,808	△4,464	656	△14.7%
(小計)	△3,808	△4,464	656	△14.7%
一般会計からの加算分 ②	54,176	58,613	△4,437	△7.6%
法定加算等	8,231	9,752	△1,521	△15.6%
別枠の加算	9,900	10,500	△600	△5.7%
臨時財政対策特例加算	36,045	38,361	△2,316	△6.0%
計(入口ベース) ①+②=③	162,672	164,665	△1,994	△1.2%

区分	平成25年度 当初予算額 A	平成24年度 当初予算額 B	増減額 (A-B) C	増減率 C/B
返還金 ④	0	0	0	—
特別会計借入金償還額 ⑤	△1,000	△1,000	0	0.0%
特別会計借入金利子 ⑥	△1,746	△2,428	682	△28.1%
剰余金の活用 ⑦	2,000	5,200	△3,200	△61.5%
地方公共団体金融機構の公庫 債権金利変動準備金の活用 ⑧	6,500	3,500	3,000	85.7%
前年度からの繰越 ⑨	2,199	4,608	△2,409	△52.3%
計 ④+⑤+⑥+⑦+⑧ +⑨=⑩	7,953	9,880	△1,927	△19.5%
地方交付税総額(出口ベース) ③+⑩ ⑪	170,624	174,545	△3,921	△2.2%

(注)表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合がある。

地方交付税法(昭和25年法律第211号)(抄)

(歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務)

第七条 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
 - ロ 使用料及び手数料
 - ハ 起債額
 - ニ 国庫支出金
 - ホ 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
 - ロ 国庫支出金に基く経費の総額
 - ハ 地方債の利子及び元金償還金

平成25年度地方財政計画のポイント①

1 通常収支分

(1) 主な歳入歳出の概要

(単位: 兆円、%)

区 分		25年度	24年度	増減額	増減率	区 分		25年度	24年度	増減額	増減率
		A	B	A-B	C/B			A	B	A-B	C/B
				C						C	
歳入	地方税・地方譲与税等	36.5	36.0	0.4	1.2	歳出	給与関係経費	19.7	21.0	△1.2	△5.9
	地方交付税	17.1	17.5	△0.4	△2.2		退職手当以外	17.8	18.8	△1.0	△5.5
	国庫支出金	11.9	11.8	0.1	0.8		退職手当	2.0	2.2	△0.2	△9.0
	地方債	11.2	11.2	△0.0	△0.1		一般行政経費	31.8	31.1	0.7	2.2
	臨時財政対策債	6.2	6.1	0.1	1.3		地域経済基盤強化・雇用等対策費	1.5	1.5	0.0	0.0
	臨時財政対策債以外	4.9	5.0	△0.1	△1.9		公債費	13.1	13.1	0.0	0.2
	その他	5.4	5.4	△0.1	△1.4		投資的経費	10.7	10.9	△0.2	△2.1
	計	81.9	81.9	0.1	0.1		給与の臨時特例対応分	0.8	—	0.8	皆増
	一般財源総額	59.8	59.6	0.1	0.2		緊急防災・減災事業費	0.5	—	0.5	皆増
							地域の元気づくり事業費	0.3	—	0.3	皆増
					その他	4.3	4.3	0.0	0.9		
					計	81.9	81.9	0.1	0.1		

※上記のほか、地方公務員給与費の臨時特例に対応する事業として、東日本大震災分において、全国防災事業費の地方負担分0.1兆円がある。
※表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

平成25年度地方財政計画のポイント②

(2) ポイント

○ 一般財源総額について平成24年度と同水準を確保

一般財源総額 59.8兆円(前年度 59.6兆円)

- ・ 地方税 34.0兆円(同 33.7兆円)
- ・ 地方譲与税・地方特例交付金 2.5兆円(同 2.4兆円)
- ・ 地方交付税 17.1兆円(同 17.5兆円)
- ・ 臨時財政対策債 6.2兆円(同 6.1兆円)

○ 地方公務員給与費の臨時特例

平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として、給与関係経費を削減

・ 給与削減額 0.9兆円

○ 防災・減災事業、地域の活性化等の緊急課題への対応

防災・減災事業、地域の活性化等の緊急課題へ対応するため、給与削減額に見合った事業費を、歳出に特別枠を設定して計上

- ・ 全国防災事業費(地方負担分) 0.1兆円
※東日本大震災分(全国防災事業)に計上
- ・ 緊急防災・減災事業費 0.5兆円
- ・ 地域の元気づくり事業費 0.3兆円
※算定にあたり、各地方公共団体のこれまでの人件費削減努力を反映

(参考)

平成24年度補正予算において、地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)を創設 1.4兆円

2 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税

復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を全額措置するため0.6兆円確保

平成25年度地方財政計画歳入歳出一覧（通常収支分）

(単位:億円、%)

区 分	平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳入				
地方税	340,175	336,569	3,606	1.1
地方譲与税	23,470	22,615	855	3.8
地方特例交付金	1,255	1,275	△ 20	△ 1.6
地方交付税	170,624	174,545	△ 3,921	△ 2.2
国庫支出金	118,503	117,604	899	0.8
地方債	111,517	111,654	△ 137	△ 0.1
うち臨時財政対策債	62,132	61,333	799	1.3
うち財源対策債	8,000	8,200	△ 200	△ 2.4
使用料及び手数料	13,888	14,037	△ 149	△ 1.1
雑収入	39,852	40,444	△ 592	△ 1.5
全国防災事業一般財源充当分※1	△ 130	△ 96	△ 34	35.4
計	819,154	818,647	507	0.1
一般財源	597,526	596,241	1,285	0.2
(水準超経費を除く)	590,026	589,741	285	0.0

区 分	平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳出				
給与関係経費	197,479	209,760	△ 12,281	△ 5.9
退職手当以外	177,892	188,247	△ 10,355	△ 5.5
退職手当	19,587	21,513	△ 1,926	△ 9.0
一般行政経費	318,257	311,406	6,851	2.2
補助	163,919	158,820	5,099	3.2
単独	139,993	138,095	1,898	1.4
国民健康保険・後期高齢者 医療制度関係事業費	14,345	14,491	△ 146	△ 1.0
地域経済基盤強化・雇用等対策費	14,950	14,950	0	0.0
公債費	131,078	130,790	288	0.2
維持補修費	9,889	9,667	222	2.3
投資的経費	106,698	108,984	△ 2,286	△ 2.1
直轄・補助 単独	56,668	57,354	△ 686	△ 1.2
給与の臨時特例対応分	7,550	-	7,550	皆増
緊急防災・減災事業費	4,550	-	4,550	皆増
地域の元気づくり事業費	3,000	-	3,000	皆増
公営企業繰出金	25,753	26,590	△ 837	△ 3.1
企業償還費普通会計負担分	16,376	16,824	△ 448	△ 2.7
その他	9,377	9,766	△ 389	△ 4.0
不交付団体水準超経費	7,500	6,500	1,000	15.4
計	819,154	818,647	507	0.1
(水準超経費除く)	811,654	812,147	△ 493	△ 0.1
地方一般歳出	664,200	664,533	△ 333	△ 0.1

平成25年度地方財政計画歳入歳出一覧（東日本大震災分）

(1) 復旧・復興事業

(単位:億円、%)

区 分	平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳入				
震災復興特別交付税	6,198	6,855	△ 657	△ 9.6
国庫支出金	16,895	10,772	6,123	56.8
地方債	233	127	106	83.5
雑収入	21	34	△ 13	△ 38.2
計	23,347	17,788	5,559	31.3
歳出				
給与関係経費	121	145	△ 24	△ 16.6
一般行政経費	6,829	9,496	△ 2,667	△ 28.1
補助	5,283	6,805	△ 1,522	△ 22.4
単独	1,546	2,691	△ 1,145	△ 42.5
公債費	18	33	△ 15	△ 45.5
投資的経費	16,255	8,091	8,164	100.9
直轄・補助 単独	15,745	7,391	8,354	113.0
公営企業繰出金	510	700	△ 190	△ 27.1
公営企業繰出金	124	23	101	439.1
計	23,347	17,788	5,559	31.3

(2) 全国防災事業

(単位:億円、%)

区 分	平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳入				
地方税	123	-	123	皆増
一般財源充当分	130	96	34	35.4
国庫支出金	800	2,059	△ 1,259	△ 61.1
地方債	973	4,173	△ 3,200	△ 76.7
雑収入	5	1	4	400.0
計	2,031	6,329	△ 4,298	△ 67.9
歳出				
一般行政経費	-	120	△ 120	皆減
補助	-	70	△ 70	皆減
単独	-	50	△ 50	皆減
公債費	258	30	228	760.0
投資的経費	1,773	5,743	△ 3,970	△ 69.1
直轄・補助 単独	1,773	4,393	△ 2,620	△ 59.6
公営企業繰出金	-	1,350	△ 1,350	皆減
公営企業繰出金	-	436	△ 436	皆減
計	2,031	6,329	△ 4,298	△ 67.9

(参考) 通常収支分と東日本大震災分の合計分

		(単位:億円、%)				
区 分	平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	増減額 (A)-(B)	増減率 (C)/B		
人	地方税	340,298	336,569	3,729	1.1	
	地方譲与税	23,470	22,615	855	3.8	
	地方特例交付金	1,255	1,275	△ 20	△ 1.6	
	地方交付税	176,822	181,400	△ 4,578	△ 2.5	
	震災復興特別交付税以外	170,624	174,545	△ 3,921	△ 2.2	
	震災復興特別交付税	6,198	6,855	△ 657	△ 9.6	
	国庫支出金	136,198	130,435	5,763	4.4	
	地方債	112,723	115,954	△ 3,231	△ 2.8	
	うち臨時財政対策債	62,132	61,333	799	1.3	
	うち財源対策債	8,000	8,200	△ 200	△ 2.4	
	使用料及び手数料	13,888	14,037	△ 149	△ 1.1	
	雑収入	39,878	40,479	△ 601	△ 1.5	
	計	844,532	842,764	1,768	0.2	
	(水準超経費を除く)	603,977	603,192	785	0.1	

		(単位:億円、%)				
区 分	平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	増減額 (A)-(B)	増減率 (C)/B		
歳	給与関係経費	197,600	209,905	△ 12,305	△ 5.9	
	退職手当以外	178,013	188,392	△ 10,379	△ 5.5	
	退職手当	19,587	21,513	△ 1,926	△ 9.0	
	一般行政経費	325,086	321,022	4,064	1.3	
	補助	169,202	165,695	3,507	2.1	
	租	141,539	140,836	703	0.5	
	国民健康保険・後期高齢者 医療制度関係事業費	14,345	14,491	△ 146	△ 1.0	
	地域経済活性化・雇用対策費	14,950	14,950	0	0.0	
	公債償還費	131,354	130,853	501	0.4	
	維持補修費	9,889	9,667	222	2.3	
	投資的経費	124,726	122,818	1,908	1.6	
	直轄・補助	74,186	69,138	5,048	7.3	
	単	50,540	53,680	△ 3,140	△ 5.8	
	給与の臨時特例対応分	7,550	7,550	0	0.0	
緊急防災・減災事業費	4,550	4,550	0	0.0		
地域の元気づくり事業費	3,000	3,000	0	0.0		
公営企業繰出金	25,877	27,049	△ 1,172	△ 4.3		
企業債償還費普通会計負担分	16,376	16,824	△ 448	△ 2.7		
その他	9,501	10,225	△ 724	△ 7.1		
不交付団体水準超経費	7,500	6,500	1,000	15.4		
計	844,532	842,764	1,768	0.2		
(水準超経費を除く)	837,032	836,264	768	0.1		
地方一般歳出	689,302	688,587	715	0.1		

公務員の給与改定に関する取扱いについて[抄] (平成25年1月24日閣議決定)

5 各地方公共団体においては、これまででも自主的な給与削減措置や定員削減などの行財政改革の取組が進められてきたところであるが、一方で、東日本大震災を契機として防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっている。

こうした地域の課題に迅速かつ的確に対応するため、平成25年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請する。

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)[抄]

(地方公務員の給与)

附則第十二条 地方公務員の給与については、地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものとする。

(趣旨)

第一条 この法律は、人事院の国会及び内閣に対する平成二十三年九月三十日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員、内閣総理大臣等の特別職の職員及び防衛省の職員の給与の改定について定めるとともに、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、一般職の職員の給与に関する法律(昭和三十五年法律第九十五号)等の特例を定めるものとする。

<参考>地方公務員法第二十四条第三項

職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

地方公務員給与費の臨時特例と緊急課題への対応について

- 平成25年度における地方公務員の給与について、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、国に準じて必要な措置を講ずるよう要請（H25.1.24閣議決定）
- これを踏まえ、地方財政計画において、平成25年7月からの地方公務員給与費を削減
- 防災・減災事業、地域の活性化等の緊急課題へ対応するため、給与削減額に見合った事業費を、歳出に特別枠を設定して計上

1. 増減額

<p>(1) 地方公務員給与費削減額 ▲8,504億円 (うち一般財源 ▲7,854億円)</p>	<p>(2) 緊急課題への対応</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">① 全国防災事業費（地方負担分）</td> <td style="text-align: right;">973億円</td> </tr> <tr> <td>② 緊急防災・減災事業費</td> <td style="text-align: right;">4,550億円</td> </tr> <tr> <td>③ 地域の元気づくり事業費</td> <td style="text-align: right;">3,000億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,523億円</td> </tr> </table>	① 全国防災事業費（地方負担分）	973億円	② 緊急防災・減災事業費	4,550億円	③ 地域の元気づくり事業費	3,000億円	計	8,523億円
① 全国防災事業費（地方負担分）	973億円								
② 緊急防災・減災事業費	4,550億円								
③ 地域の元気づくり事業費	3,000億円								
計	8,523億円								

2. 地域の元気づくり推進費の算定

- 普通交付税の基準財政需要額として、以下のとおり算定。
- ・ 地域の活性化の取組に必要な財政需要に対して、人口を基本として基礎額を算定。
- ・ これまでの人件費削減努力を給与水準（国の給与削減前のラスパイレス指数）と、職員数削減の要素で加算。

	基礎額	人件費削減努力による加算		計
		ラスパイレス指数(注1)	職員数削減(注2)	
都道府県分	650億円程度	650億円程度	650億円程度	1,950億円程度
市町村分	350億円程度	350億円程度	350億円程度	1,050億円程度

(注1) 「H24年度(H24.4.1現在の国の給与削減前のラスパイレス指数)」と「H20～H24年度のラスパイレス指数の平均値」の小さい方を用いて、100を下回る度合いに応じて割り増して算定を行う。H24年度のラスパイレス指数が100以上の場合は割り増しは0。

(注2) 全国の職員数がピークであった5年間(H5～H9)の平均職員数と、H20～H24年度の平均職員数による削減率に応じて割り増して算定を行う(都道府県の平均削減率△11.3%、市町村の平均削減率△16.1%)。H20～H24年度の平均職員数が増加している場合は割り増しは0。

国及び地方の長期債務残高

(単位：兆円)

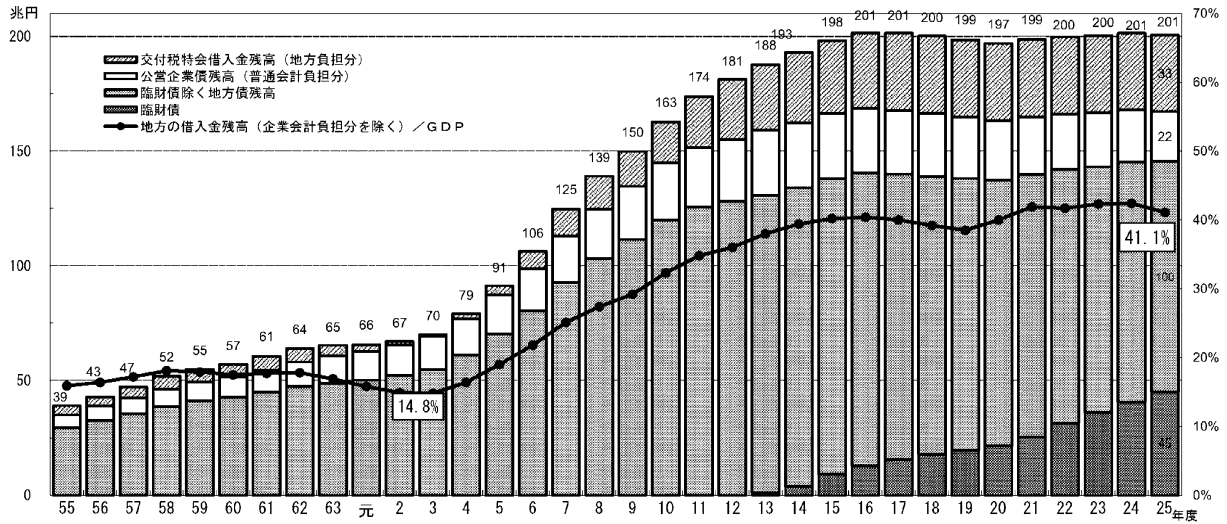
	平成10年度末 (1998年度末) ＜実績＞	平成15年度末 (2003年度末) ＜実績＞	平成20年度末 (2008年度末) ＜実績＞	平成23年度末 (2011年度末) ＜実績＞	平成24年度末 (2012年度末) ＜実績見込＞	平成25年度末 (2013年度末) ＜予算＞
国	390程度	493程度	573程度 (568程度)	694程度 (685程度)	741程度 (729程度)	777程度 (757程度)
普通国債残高	295程度	457程度	546程度 (541程度)	670程度 (660程度)	713程度 (701程度)	750程度 (730程度)
対GDP比	57.8%	91.1%	112% (110%)	142% (140%)	150% (148%)	154% (150%)
地方	163程度	198程度	197程度	200程度	201程度	201程度
対GDP比	32%	40%	40%	42%	42%	41%
国・地方合計	553程度	692程度	770程度 (765程度)	895程度 (885程度)	942程度 (930程度)	977程度 (957程度)
対GDP比	108%	138%	157% (156%)	189% (187%)	198% (196%)	200% (196%)

(注)

1. GDPは、平成23年度までは実績値、24年度は実績見込み、25年度は政府見通しによる。
2. 東日本大震災からの復興のために実施するために必要な財源として発行される復興債(平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担)を普通国債残高に含めている(平成23年度末:10.7兆円、平成24年度末:11.2兆円、平成25年度末:12.2兆円)。
3. 平成20～23年度末の()内の値は翌年度借換のための前倒債発行額を除いた計数。平成24年度末、25年度末の()内の値は、翌年度借換のための前倒債限度額を除いた計数。
4. 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、平成19年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、平成19年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担分(平成25年度末で33兆円程度)である。
5. 平成24年度以降は、地方は地方債計画等に基づく見込み。
6. このほか、平成25年度末の財政投融資特別会計国債残高は105兆円程度。

地方財政の借入金残高の状況

○ 地方財政は、25年度末見込で約201兆円もの巨額の借入金残高を抱えている。



※1 地方の借入金残高は、平成23年度は決算ベース、平成24年度は実績見込み、平成25年度は年度末見込み。
 ※2 GDPは、平成23年度は実績値、平成24年度は実績見込み、平成25年度は政府見通しによる。
 ※3 表示未満は四捨五入をしている。

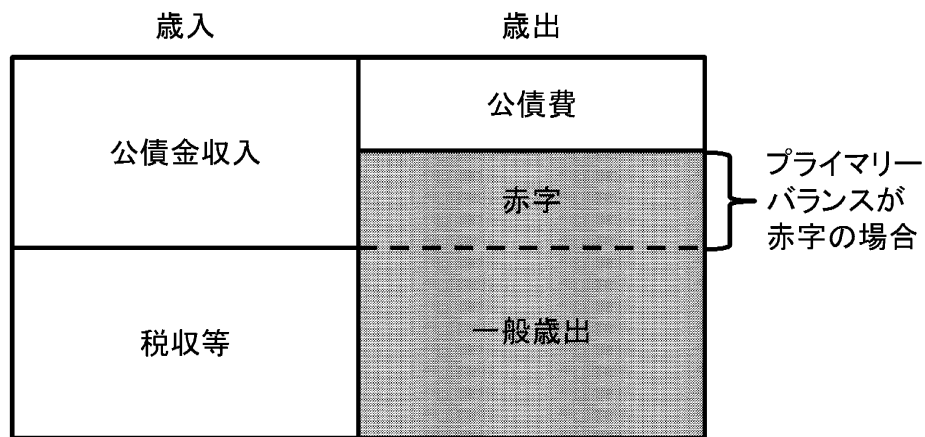
(参考) 公営企業債残高 (企業会計負担分) の状況

(単位：兆円)

年度	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
公営企業債残高	12	13	14	15	16	16	17	18	18	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	27

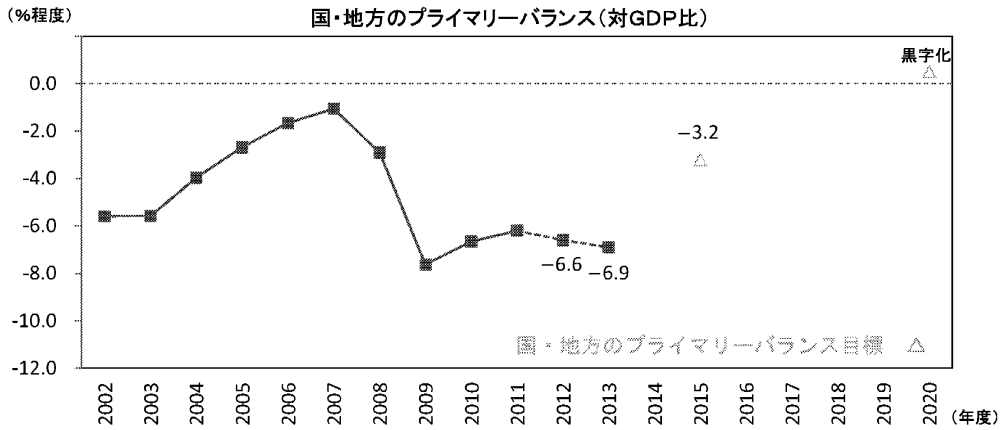
プライマリーバランスとは

公債費を除く歳出を新たな借金(公債金収入)に頼らずに、その年度の
 税収等で賄えているどうかをいう。



国・地方のプライマリーバランスの推移

○2012年後半における経済の弱い動きや「緊急経済対策」による歳出の増加によって、2012年度及び2013年度の国・地方のプライマリーバランス(対GDP比)は赤字幅が拡大する見込み。



(参考)プライマリーバランスに関する財政健全化目標 (「平成25年度予算編成の基本方針」(平成25年1月24日閣議決定))

- ・2015年度までに国・地方のプライマリーバランス赤字対GDP比を2010年度の水準から半減(目標水準▲3.2%)
- ・2020年度までに国・地方のプライマリーバランスを黒字化

(備考) 1. 2011年度までの実績値は内閣府「国民経済計算」により作成。2012年度及び2013年度は内閣府推計値。
 2. 復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース。
 3. 上記のプライマリーバランスはSNAベース(執行ベース)。2012年度補正予算の多くは2013年度に執行されると見込んでいる。
 4. 今後、経済財政の中長期的な展望については、成長戦略や中期財政計画等の検討を踏まえて示す。



地方財政の改革に向けて

—地方財政を健全化し、自立を促進する—

平成25年5月16日
 新藤議員提出資料

平成25年5月16日経済財政諮問会議
新藤議員提出資料①

地方財政の現状

1 これまで財政健全化に相当な努力

社会保障関係費(一般行政経費に計上)が増加する中で、給与関係経費や投資的経費を大幅に削減することにより、総額を縮減

【地方財政計画の推移】

(単位:兆円)

年度	給与関係経費	一般行政経費	投資的経費	公債費	その他
平成13年度 89.3兆円 (歳出のピーク時)	23.7	20.6	27.2	12.8	5.1
平成20年度 83.4兆円	22.2	26.5	14.8	13.4	6.5
平成25年度 81.9兆円	19.7	31.8	10.7	13.1	6.6
	(▲3.9)	(11.2)	(▲16.5)	(0.3)	(1.5)

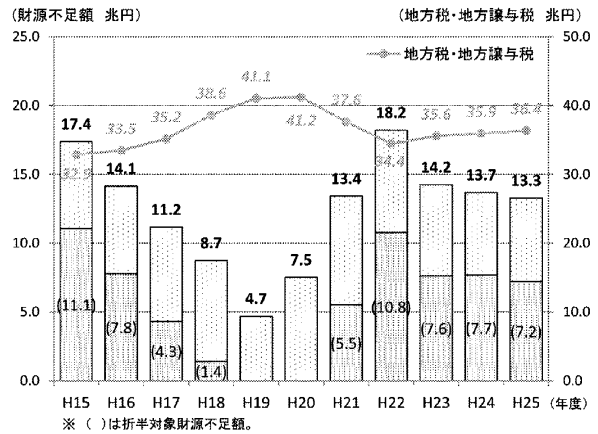
(注) ()は平成13年度と平成25年度との増減比較

地方公務員の数H6:328万人(ピーク時)→H24:277万人(51万人、16%の減)

市町村合併の進展等により、市町村の数は半減、議員数も半減、職員数は2割減

2 財政状況は依然として厳しい

リーマンショック等により財源不足が拡大。その状況が継続



地方交付税の不交付団体はリーマンショック以前と比べ大幅に減少
(市町村の不交付団体数 H19:140団体→H24:47団体)

平成25年5月16日経済財政諮問会議
新藤議員提出資料②

今後の取組方針

ミッション MISSION

地方財政を健全化し、自立を促進する！

ビジョン VISION

- I 歳入を充実し、歳出を抑制する
- II 地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保する
- III 自前の財源を充実し、不交付団体の数を3倍(リーマンショック以前の水準)にすることを目指す

アプローチ APPROACH

- 1 歳入改革
 - ・ 成長戦略・地域の元気創造プランの推進により地方税収を増やす
 - ・ 社会保障・税一体改革を着実に推進
 - ・ 地方法人課税の在り方を見直し、税源偏在を是正
- 2 歳出改革
 - ・ 国の取組と歩調を合わせ、経費全般について見直す。メリハリを効かせて歳出を抑制
- 3 頑張る地方の支援
 - ・ 地方交付税において地域経済の活性化に資する算定を導入し、頑張る地方を息長く支援

平成25年5月16日経済財政諮問会議
新藤議員提出資料③

アプローチ 1 歳入改革

成長戦略・地域の元気創造プランの推進により
地方税収を増やす

- 成長戦略を推進するとともに、地域の元気創造プランにより、
 - ① 地域経済イノベーションサイクルの全国展開
 - ② 民間活力の土台となる地域活性化インフラ・プロジェクトの2つのプロジェクトについて、地方公共団体が産業、大学、地域金融機関等と連携した取組を支援する。

社会保障・税一体改革を着実に推進

- 地方において1.54% (4.2兆円程度 (消費税率1%が2.7兆円程度の場合)) の消費税収を増やすことにより、安定的な社会保障財源を確保。
(地方分1.54%：地方消費税1.2%、消費税の交付税法定率分0.34%)

地方法人課税の在り方を見直し、税源偏在を是正

- 現行の地方法人特別税及び地方法人特別譲与税を抜本的に見直すとともに、地方法人課税の在り方を見直しにより税源偏在の是正の方策を講ずる。

アプローチ 2 歳出改革

国の取組と歩調を合わせ、経費全般について見直す。
メリハリを効かせて歳出を抑制

- 社会保障関係費の増を極力抑制するとともに、その他の経費の見直しにより、引き続き歳出全体の抑制を行う。
歳出の抑制にはメリハリが必要。地域経済の活性化等の喫緊の課題については、必要な財源を重点的に確保する。

アプローチ 3 頑張る地方の支援

地方交付税において地域経済の活性化に資する算定を導入し、頑張る地方を息長く支援

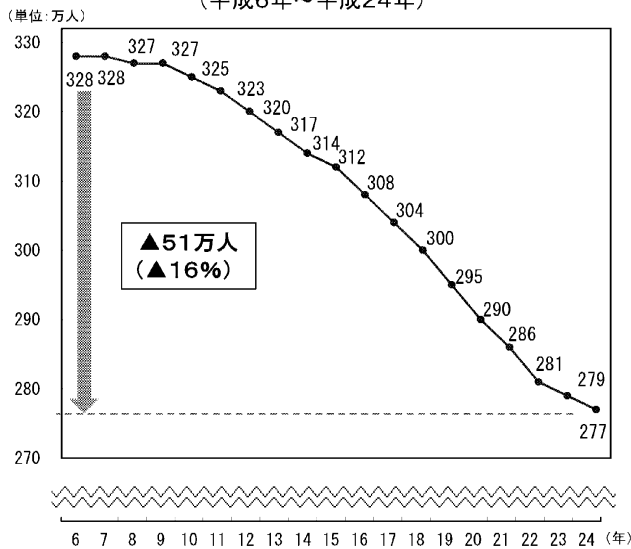
- 地方交付税において、地域経済活性化の取組に必要な財財需要の算定を行う。
- 算定に当たり、行革努力の取組と、地域経済活性化の成果の2つの観点から、適切な指標を設定する。
〔指標のイメージ〕
 - (i) 行革努力の取組に着目した算定
歳出決算の削減率、人件費削減の取組 (給与水準、職員数)
 - (ii) 地域経済活性化の成果に着目した算定
製造品出荷額、農業産出額、小売業年間商品販売額、事業所数 等
- 地方公共団体の息の長い取組を促すため、一定程度の期間、上記の算定を継続する。

平成25年5月16日経済財政諮問会議
新藤議員提出資料④

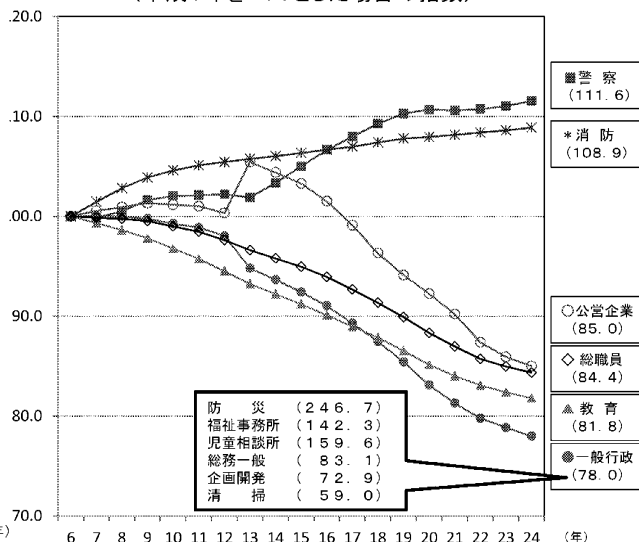
地方公共団体の職員数

- 平成24年4月1日現在で、総職員数は、約277万人となっており、平成6年をピークとして平成7年から18年連続で減少。〔対平成6年比で約▲51万人(▲16%)〕
- 部門別に見ると、総職員数が減少し、特に一般行政部門が▲22%減少している中においても、対平成6年比で防災は約2.5倍の増員、児童相談所は約1.6倍の増員。

地方公共団体の総職員数の推移
(平成6年～平成24年)



平成6年からの部門別職員数の推移
(平成6年を100とした場合の指数)

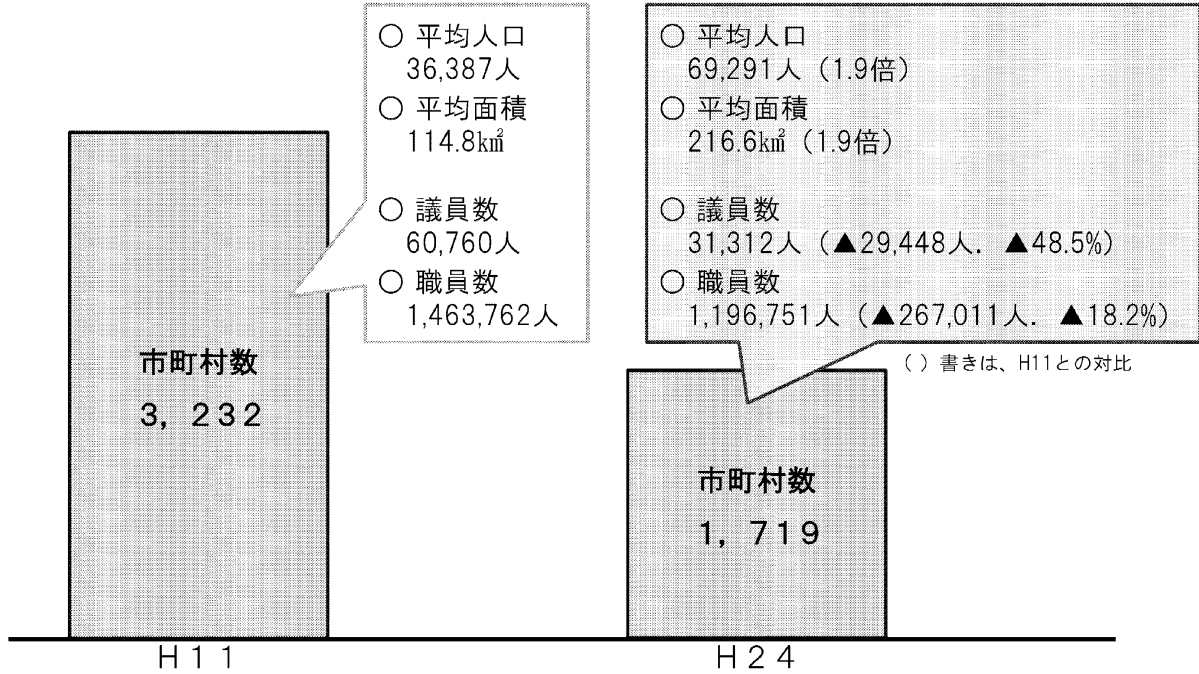


※平成13年度に生じている一般行政部門と公営企業等会計部門の変動は、調査区分の変更によるもの。

平成25年5月16日経済財政諮問会議
新藤議員提出資料⑤

市町村合併の進展

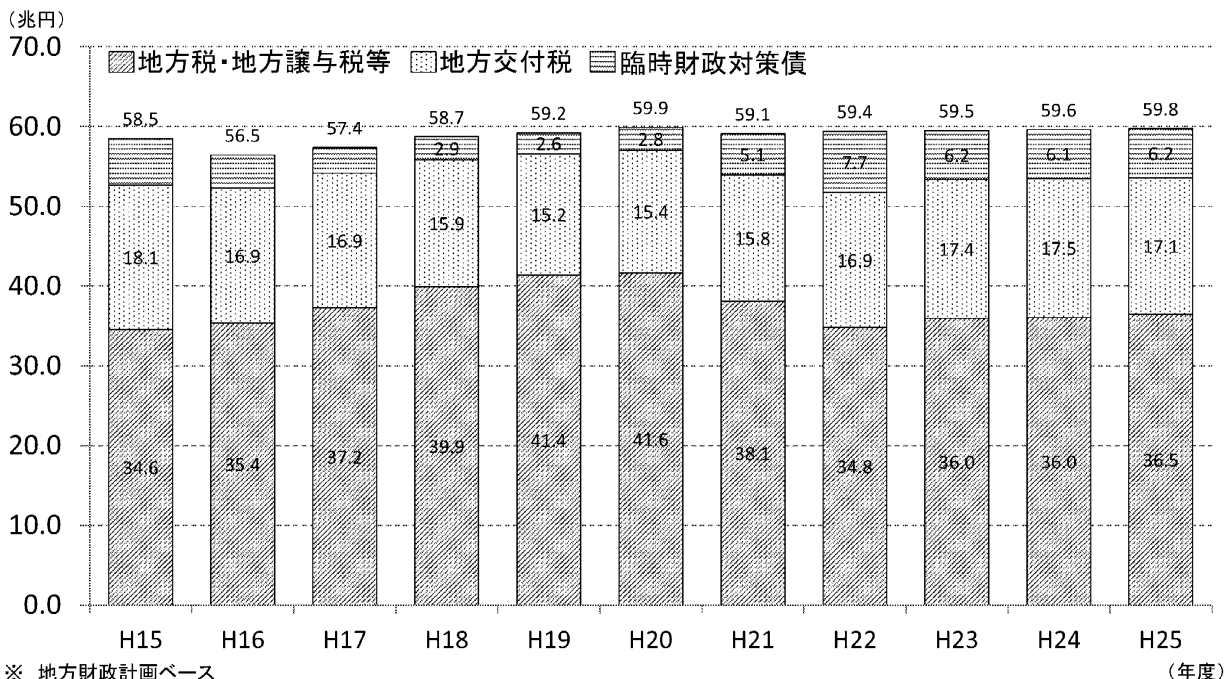
○ 市町村合併の進展等により、市町村の平均人口・面積は倍増、議員数・職員数は大幅に減。



平成25年5月16日経済財政諮問会議
新藤議員提出資料⑥

地方一般財源総額

○ 地方の一般財源総額については、安定的な財政運営を行うことができるよう、近年、同水準を確保。



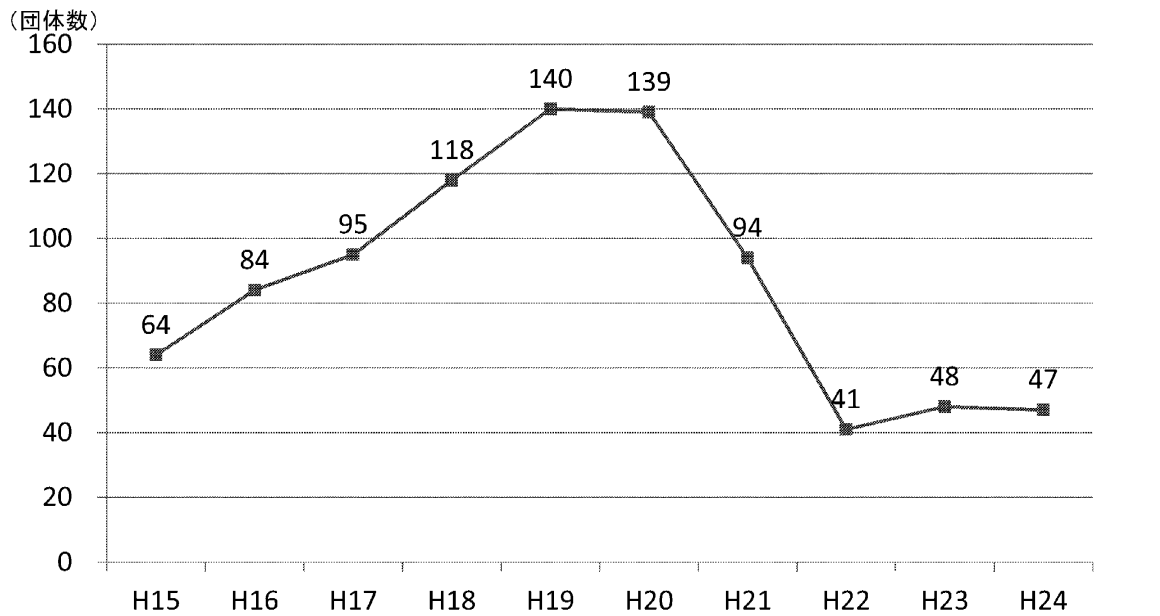
※ 地方財政計画ベース

※ 三位一体改革において、平成18年度に、国税から地方税へ約3兆円の税源移譲が行われた

(年度)

不交付団体数の推移（市町村分）

○ 地方交付税の不交付団体はリーマンショック以前と比べ大幅に減少。



※ 不交付団体は、臨時財政対策債振替前で財源超過が生じている団体としている。
 ※ 当初算定時点の数値、一本算定ベース

(年度)

第2章 地方財政平衡交付金と地方交付税

小西 砂千夫（関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授）

2013年度日本地方財政学会報告論文

地方財政平衡交付金と地方交付税

関西学院大学 小西砂千夫

1. 地方分与税と地方財政平衡交付金のハイブリッドとして

- ▶ 地方交付税は、地方財政制度の根幹を担う制度であるが、占領下で実現した地方財政平衡交付金制度を前身とし、現実的な観点で見直された経緯をたどった
- ▶ 占領下という特別な状況でなければ、地方財政平衡交付金のような精緻な地方財政調整制度は成立しえず、地方交付税が他の国に例がない精緻なしくみであるのもそのため
- ▶ 地方財政平衡交付金が受け入れられたのは、わが国独自にしくみとして財政調整制度（地方分与税）が先に導入され、その経験があったことが大きい
- ▶ 地方交付税に改組され定着していく過程のなかで、法律が想定している規定に反しているわけではないものの、それに素直に従った運用とは言いがたい部分が生じ、そのことが、地方交付税の制度理解を困難にしている点は、特に注意をしなければならない

2. 地方財政平衡交付金の成立

3

- ▶ 昭和24年のドッジ・ラインによる地方配付税率の半減
- ▶ シャープ勧告を受けて、占領軍総司令部の担当者との折衝のなかで地方財政平衡交付金を制度設計する過程において、いわゆる留保財源率を設定した
- ▶ 総額決定に関して個別団体の交付所要額を積み上げて総額とすることは不可能であることを、地方自治庁は総司令部に対して示していた
- ▶ 地方財政平衡交付金は、財政需要を見積もってそれを保障するという財源保障機能を持ったことが画期的であったが、そのことが技術的に可能かどうか、所要額を確保できるかどうかをめぐって、当時の財政状況のなかで現実的な課題を突きつけることとなった

3. 地方財政平衡交付金から地方交付税への改組

4

- ▶ 地方財政平衡交付金は、地方財政計画に基づいて所要額を積み上げる方式とした結果、大蔵省と自治庁の意見が大きく対立し、毎年度、総額決定に向けて厳しい折衝となり、自治庁だけでなく大蔵省も、総額の決定方式を地方配付税方式に戻すことを志向
- ▶ ①総額決定において国税にリンクし、②基準財政需要額と基準財政収入額の差額に基づき交付する、2つを並立させるハイブリッド方式としたが、このことが地方交付税の制度理解を難しくした
- ▶ 地方財政平衡交付金と地方交付税の総額決定における地方財源保障は、これを毎年度行うか、趨勢を見て行うかの差異という整理は、条文の上では可能であるが、実際の運用は必ずしもそのとおりではない

4. 地方財政計画の収支の均衡をめぐって

5

- ▶ 地方交付税制度における地方財政計画は「殊更収支の差引が零になるように作られる必要もなく」、「地方交付税の総額は、毎年か引き続いて地方団体の財源不足額の合算額と著しくくい違う場合において変更するものとされている」ので、その意義は「毎年度ごとのものよりも、寧ろ数年を見透した長期的なもの」とすることにある（奥野誠亮「地方財政計画策の経緯とその意義」『自治研究』第31巻第5号（昭和30年5月））
- ▶ 昭和30年度地方財政計画における、いわゆる「穴あき地方財政計画」事件以来、地方財政計画の収支は毎年度均衡させることが定着
- ▶ 歳出が歳入を上回る地方財政計画とは、国は地方に対して行っている事務配分にふさわしい財源を用意できなかったということであり、その責を問われるばかりでなく、地方財政計画の歳出に含まれている補助事業の執行の見通しのない予算であるとして国の予算の正当性に傷がつくことは、国の財政当局としても容認できない

5. 地方交付税法の条文構成と実際の運用について(1)

6

- ▶ シャープ勧告では、地方財政平衡交付金の総額は、ミクロの算定結果の積み上げで算定されることを想定していた
- ▶ 総司令部に対して自治体ごとの所要額を積み上げて総額とすることは不可能と伝えたが、地方財政平衡交付金はシャープ勧告の内容に沿ったかたちで規定された（地方財政平衡交付金法第6条「毎年度分として交付すべき交付金の総額は、当該年度において基準財政需要額が基準財政収入額をこえると認められる地方団体の当該超過額の合算額を基礎として定める」第3条「国は、毎年度各地方団体が提出する資料に基づき、すべての地方団体について、この法律に定めるところにより、財政需要額と財政収入額とを測定し、財政需要額が財政収入額をこえる場合における当該超過額を補てんするために必要且つ充分な額を、地方財政平衡交付金（以下「交付金」という。）として、国の予算に計上しなければならない」）
- ▶ 実際の運営では、総額は地方財政計画に基づいて決定されたが、地方財政平衡交付金は、マクロで総額決定をしてミクロの配分を決めても、結果的にはミクロとマクロで矛盾が生じるわけではない
- ▶ 地方交付税に改組する際に、総額を国税収入とリンクすると決めたが、その際に、ミクロとマクロの関係については規定を変更しなかったことで、条文のうえではミクロの積み上げでマクロが決まるかたちが残り、実態と異なることとなった

5. 地方交付税法の条文構成と実際の運用について(2)

7

- ▶ 条文のうえでは、地方財政計画の歳出が歳入を上回る状態が、短期間（昭和29年の地方交付税法の創設が審議された際の自治庁長官の国会答弁によれば2年間）はありえるとされ、財源不足の状態が続く見込みがあるときには、3年目に法定率の引上げによって解消されるとされた
- ▶ 実際の運用では、地方交付税の制度運営の事実上の初年度にあたる昭和30年度から、地方財政計画の歳出と歳入を一致されることが、国家政府の地方に対する責任の果たし方であるという考え方が定着した
- ▶ 地方交付税法の第10条第2項に規定される財源不足時における調整率を乗じた減額は、マクロの財源不足を解消するための手段としては用いられることはない

5. 地方交付税法の条文構成と実際の運用について(3)

8

- ▶ 国の補正予算で、国税収入が増額補正された場合には、地方財政計画は原則として修正されないが、第10条第2項に基づく減額がされていた場合には、いわゆる調整戻しとして、減額額が復活される
- ▶ それを超える増収額については、地方交付税法第6条の3に基づいて特別交付税に加算されることになるが、例外の年度を除いて、特例法に基づいて次年度の交付税財源に繰り越される
- ▶ 年度間調整や特別交付税については説明略

まとめ

9

- ▶ 「基準財政需要額と基準財政収入額の差額で普通交付税が決定され、その集計が地方財政計画である」「地方交付税の財源不足が生じたときには、調整率をかけて減額する」という条文から受ける印象と、実際の運営は大きく異なっており、それらは歴史的経緯のなかで生じてきたものである
- ▶ 第10条第2項に基づく減額は、地方交付税の総額を個別団体に配分する算定作業のなかで技術的な要因で生じる不足額を吸収するためのものであって、マクロの財源不足を調整するためのものではない
- ▶ 国の補正予算に伴って、国税収入が増額されて年度内に地方交付税の財源が増額補正されたときには、第10条第2項に基づいて減額分は「調整戻し」され、年度によっては特別交付税の増額になることもある（東日本大震災の復興予算のための第2次補正、ただし、それはむしろ例外で、通常は特例措置として次年度の地方交付税財源に追加される）
- ▶ 地方交付税制度については、研究者にも十分な理解が浸透しているわけではなく、誤解に基づく批判を受けることが近年では特に多いが、本報告で取り上げた法律の条文から受ける印象と実際の運用の微妙な差異が、その原因の一つとなっている懸念がある

地方交付税法の交付額の決定に関する条文構成 （平成23年5月改正分による）

10

交付税の総額

第6条 所得税及び酒税の収入額のそれぞれ100分の32、法人税の収入額の100分の34、消費税の収入額の100分の29.5並びにたばこ税の収入額の100分の25をもつて交付税とする。
2 （略）

<地方財政平衡交付金法>

第6条 毎年度分として交付すべき交付金の総額は、当該年度において基準財政需要額が基準財政収入額をこえると認められる地方団体の当該超過額の合算額を基礎として定める。

2 委員会は、第5条の規定により提出され、又は送付された資料を参考として、翌年度における交付金の総額を算定し、これを国の予算に計上するように内閣に勧告しなければならない。この場合において、委員会は、第7条に掲げる事項を記載した書類その他必要な書類を内閣に送付しなければならない。

地方財政平衡交付金法では、総額はミクロの積み上げだが、地方交付税法では国税にリンクする。一方、地方財政計画は、地方財政平衡交付金法では、総額決定の根拠とされる。

地方交付税法の交付額の決定に関する条文構成(2)

11

交付税の種類等

第6条の2 交付税の種類は、普通交付税及び特別交付税とする。
 2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額は、前条第2項の額の100分の96に相当する額とする。
 3 毎年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前条第2項の額の100分の4に相当する額とする。

特別交付税の額の変更等

第6条の3 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が第10条第2項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額をこえる場合においては、当該超過額は、当該年度の特別交付税の総額に加算するものとする。
 2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第10条第2項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第6条第1項に定める率の変更を行うものとする。

地方公共団体における年度間の財源の調整

<地方財政法>
 第4条の3 <地方交付税と基準財政収入額の合算額が基準財政需要額を超える場合についてのみ、その一部を積み立てて、または地方債の償還財源に充てる等翌年度以降の財政の健全な運営に視するための措置を講ずる> ←年度間調整の規定としての実効性に乏しく、昭和35年に現在の条文に改正

特別交付金は平衡交付金法でもあったが、地方交付税では、総額の一定割合とし、年度間調整の手段とされた。算定の結果、交付税財源が余ると特別交付税に加算、不足すると、制度の改正または法定率を変更する(制度発足時は、特別交付税の一部減額で対応する規定)。

地方交付税法の交付額の決定に関する条文構成(3)

12

歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務

第7条 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。
 (以下、略)

地方財政計画の規定は、平衡交付金法と基本的に同じ。

普通交付税の額の算定

第10条 普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に対して、次項に定めるところにより交付する。
 2 各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額(以下本項中「財源不足額」という。)とする。ただし、各地方団体について算定した財源不足額の合算額が普通交付税の総額をこえる場合においては、次の式により算定した額とする。
 当該地方団体の財源不足額 - 当該地方団体の基準財政需要額 × ((財源不足額の合算額 - 普通交付税の総額) ÷ 基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体の基準財政需要額の合算額)
 3 (以下、略)

第2項で、普通交付税を基準財政需要額と基準財政収入額の差額とすると同時に、算定の結果、不足額が出た場合には調整率を乗じて減額する規定。

第3章 税財政分権の日本的文脈

高端 正幸（新潟県立大学国際地域学部国際地域学科准教授）

税財政分権の日本的文脈 — 「土建国家」の政府間財政関係に ついての試論—

高端正幸
（新潟県立大学）

{ 1 }

1. 論点

- 日本における政府間財政関係の基本的特徴
 - ⇒ 「集権的分散システム」（神野[1993]、同[1998]）
 - ・ 補助金・租税統制・起債統制・交付税の
機能的結合 → 地方財源統制
 - ・ 1940年税制改革をもって潜在的に形成
→ シャウプ勧告挫折ののち戦後日本に定着
- 高度成長期以降の「集権的分散システム」における地方財源統制：連続、変化、変質、、、、？

「土建国家」論（井手[2012]、同[2013]）の視点から
どう把握できるか（特に1960年前後～80年前後）

{ 2 }

※ 「土建国家」：減税・公共投資・財投・地方財政（財政支出の不可視化、人よりコンクリート → 財政基盤の脆弱化）

2. 公共投資の推進と地方財源統制の深化

《地域開発の時代》

- 1950 国土総合開発法（全総策定は60年代。50年代は資源開発が先行）
- 地域別の開発促進法制：北海道開発法（1950）、東北開発促進法（1957）、首都圏整備法（1956）など
- 50年代後半～ 高度成長&地方財政再建の進捗
- 1960 所得倍増計画
- 1962 全総
 - ⇒ 好立地地域の重点開発⇔工業分散・地域格差是正
- 税の自然増収 →国・地方財政規模拡大、公共投資の急速な推進

{ 3 }

【続】2. 公共投資の推進と地方財源統制の深化

《「補助金の交付税化」》

＝公共事業補助金への差等補助率の導入・拡大

- 地方財政再建促進法、地域別開発立法
- 1961 「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」：財政力指数が0.46に満たない都道府県に対する補助率の嵩上げ
 - （適用団体数：61年度で35道県）
 - ⇒ 後進地域への補助事業振り向けの促進
 - ⇨ 地方団体の補助事業消化を差等補助により支援
- ★本来はミクロの一般財源確保、つまり地方税、地方交付税の問題 →しかし短期での根本的・本格的充実は無理
 - 補助金制度の枠内で肩代わり
- ★当時の状況（公共投資推進が地方財政を圧迫）を反映

{ 4 }

【続】2. 公共投資の推進と地方財源統制の深化

《地方交付税制度の変容》

＝交付税算定における投資的経費部分の「充実」と
基本理念からの「逸脱」

- ・ 投資的経費の基準財政需要額算定の困難

- ・ 客観的指標で時々の個別団体の公共投資需要を測る

ジレンマ

→急速・大規模な社会資本整備という状況では、
実際の事業量・事業額とのかい離が顕著に

- ・ しかし、実事業量・事業額を算定基礎とすれば、客観的指標に基づく合理的な財政需要把握という交付税の理念に抵触

⇒ 補正の充実（特別態容補正（1956）等々）

→投資的経費の包括算入（1959）

→事業費補正（1962）→計画的事業費算入方式
（1969）

[5]

【続】2. 公共投資の推進と地方財源統制の深化

《個人住民税負担の均等化と租税統制の強化》

- ・ 市町村民税所得割：5つの課税方式 →2つに整理（1961）

→統一&標準・制限税率導入（1965）

- ・ 複数の課税方式、課税ベースの調整の自由、税率決定権：

市町村の自主性・自律性の保障 ⇒統制強化

★市町村間の住民税負担格差の存在と、所得税減税の影響
の課税方式間での異なりによるその拡大への対処

★国税所得税改正（大部分が減税）の住民税への影響遮断
の必要性： 特に減税＋公共投資、つまり景気後退時に
深刻な影響（→交付税率引上げ、特別交付金）

★本来、一般財源保障が十全であれば地域間負担格差は問題
化しない ⇒ 公共投資による財政需要の過剰膨張＋地域格差
をともなう経済成長に、地方交付税が追い付かず

[6]

【続】2. 公共投資の推進と地方財源統制の深化

《小括》

- ・ 国による地方の公共投資への動員
- ・ 地方団体における公共投資偏重の急速な支出増

↓ 地域間平等の追求

「補助金の交付税化」
「交付税の補助金化」
「租税統制の強化」

↑ 財源保障・財源調整の立ち遅れ

- ・ 公共投資は経済成長にしたがい拡大、しかし税金（国税の自然増収）の一部は減税により国民に還元
⇒ 地方交付税原資≒地方交付税総額の伸びを抑制

[7]

3. 高度成長の終焉と政府間財政関係のゆがみ

《70年代への伏線》

- ・ 国債発行に依存した公共投資＋減税という政策パターンの、地方財政へのインパクト
 - 1) 交付税原資の減少＋地方税の減収
 - 2) 地方歳出増 ⇒ 地方財政の逼迫
- ・ 1966年度地財対策
 - ・ 所得税、法人税で自然増収の2倍弱の減税
→ 地方財源不足2630億円（自治省見込み）
 - ・ 地方債増発1200億、臨時地方特別交付金414億、経費節減合理化150億 → 交付税率2.5%引上げ
（自治省要求では5.9%）
- ★ 国の公債発行開始（1965補正）&一般会計歳出中の交付税の割合の高まり → 財政硬直化キャンペーン

[8]

【続】3. 高度成長の終焉と政府間財政関係の ゆがみ

《地方財政対策の巨大化・変則化》(75年度補正とその後)

- 75年度当初予算：景気回復を前提に3兆7830億円の国税自然増収を見込む ⇒3兆8790億円の歳入不足（国）
2兆4000億円の地方財源不足
- 75年度補正：歳入不足への対応 & 公共事業追加
- 地財対策：
 - ・ 交付税特会借入1兆1200億円
 - ・ 地方債増発1兆2700億円 など 異例の規模
 ⇒ 巨大な地財対策を前提とする地方財源確保へ転換
- ★ 特会借入償還問題の発生
- ★ 交付税基準財政需要の財源対策債への振り替え
= 交付税の「先取り」、政権（公共事業推進）、大蔵省（財政規律維持）、自治省・地方団体（地方財源確保）の一種の妥協点 = 抜本的対応回避による「ゆがみ」

[9]

【続】3. 高度成長の終焉と政府間財政関係の ゆがみ

《小括》

- 景気対策、外圧対応としての公共投資の維持・拡大



地方財政収支の悪化

地財対策の巨大化

地財対策の変則化

(交付税率引上げは非現実的に

→ 公共投資推進と整合的な財源不足補てん手法、

特会借入償還の国・地方折半による実質的な交付税率引上げ)



- 高度成長の終焉、自然増収依存が不可能に＋一般消費税構想の挫折
- 財政硬直化問題 → (80年代) 「増税なき財政再建」

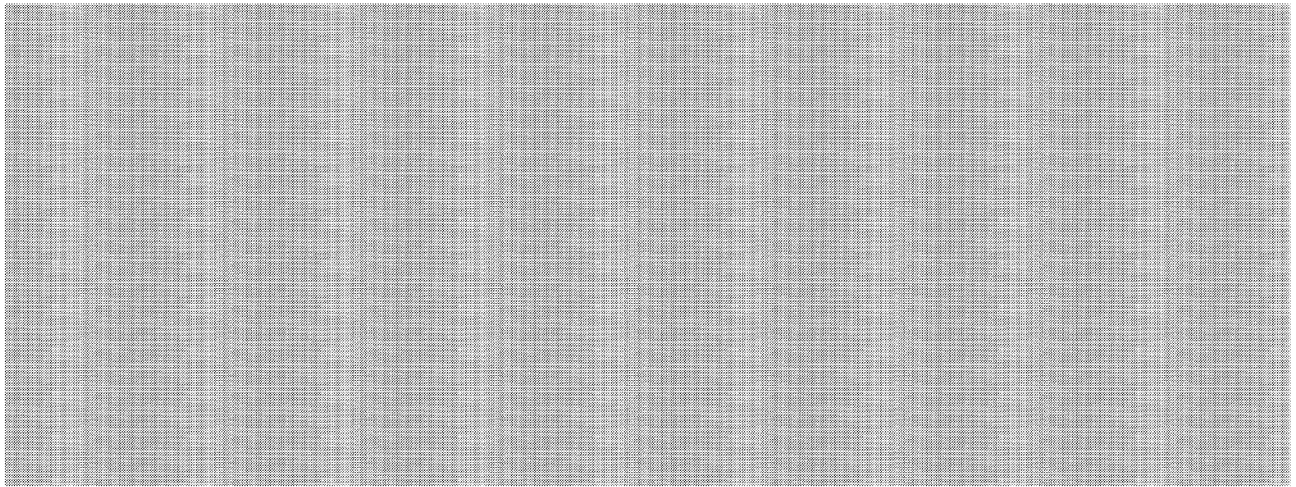
[10]

《総括と補足》

- 土建国家と地方財政との接点は？
 - ・ 地方財政が国の手足として公共投資を担う
 - ・ 地域間格差への強い配慮をともなう公共投資の推進
⇒ 「交付税の補助金化」、租税統制の強化など
(「平等志向」が地方財政制度の基本思想を掘り崩す)
- ただし問題は「平等志向」そのものではなく、むしろ経済・社会のニーズからのかい離を深めていった土建国家の政策志向への追随、「何の平等か」という問いの等閑視、それらの産物としての場当たりの制度変更の累積
- 今日も、根本問題は土建国家的政策展開にあり、政府間財政関係の諸制度そのものに内在するわけではない

第4章 近年の地方財政の動向

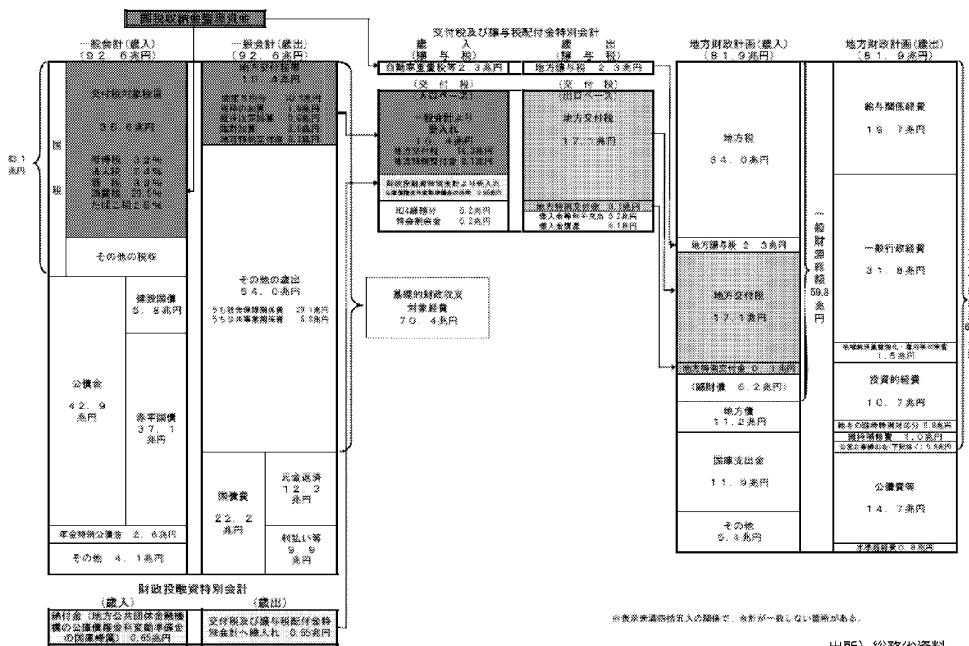
小西 砂千夫（関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授）



近年の地方財政の動向

関西学院大学 小西砂千夫

国の予算と地方財政計画（通常収支分）との関係（平成25年度当初）



- ▶ 地方交付税は、国税5税収入の法定率であるとされるが、現在の国・地方を通じた厳しい財政状況の下では、地方交付税の総額は、地方財政計画の歳出に対する財源不足額を補う形でその総額が決定される
- ▶ 地方交付税の財源不足を補うためには、法定率の大幅引き上げが望ましいが、現状ではやむを得ず臨時財政対策債で地方交付税の財源不足を補っている
- ▶ 歳出特別枠は、地方財政計画の歳出を引き上げを通じて、地方財源の総額を確保する機能を果たしている
- ▶ また別枠加算は、臨時財政対策債の発行抑制の効果がある
- ▶ 近年では、地方財政の安定的な運営のために一般財源の総額の安定確保が課題とされてきた

国が地方に事務権限を委任することの代償として財源を確保する責務 -ただし、現行制度の下でも、なお地方自治体間の財政力格差は小さくない

国と地方との行政事務の分担

分野	分担内容	国	都道府県	市町村
国	<ul style="list-style-type: none"> ○高速自動車 ○国産(指定)地区 ○級河川 	<ul style="list-style-type: none"> ○人学 ○私立助成(大学) ○社会保険 ○国籍等免許 ○医薬品許可 	<ul style="list-style-type: none"> ○防衛 ○外交 ○通関 	<ul style="list-style-type: none"> ○その他
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ○国道(その他) ○都道府県道 ○級河川(指定区域) ○河川 ○公共住宅 	<ul style="list-style-type: none"> ○高等学校、特殊教育学校 ○小・中学校教員の給与・人事 ○私立助成(幼・高) ○私立大学(特学)助成 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護(市町村の区域) ○児童福祉 ○保健師 ○職業訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ○警察 ○農業訓練
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村(指定区域)指定 ○都市計画等(市街地、都市施設) ○市町村道 ○準用河川 ○河川 ○公共住宅 ○下水道 	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校 ○幼稚園 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護(市の区域) ○児童福祉 ○国民健康保険 ○介護保険 ○下水道 ○ごみ処理 ○公共住宅 ○保健師(特記の市) 	<ul style="list-style-type: none"> ○戸籍 ○住民基本台帳 ○消防

- ▶ 地方財政計画の歳出は、地方に対する法令等に基づく事務配分を前提に、見積もったものである
- ▶ 国は地方に事務配分を行っている以上、所要の財源を保障する義務がある
- ▶ ただし、どのように見積もるか、個々の団体にどこまで丁寧に財源保障するかについては、常に難しい問題であり、現行制度は財政力格差を残している

項目	金額	地方債	地方債	地方債
国	197,879	181,702	92,845	1,177
都道府県	248,557	129,792	128,474	1,291
市町村	1,433	1,433	1,433	1,433
合計	447,869	312,927	322,752	4,901

出所) 2つとも総務省資料

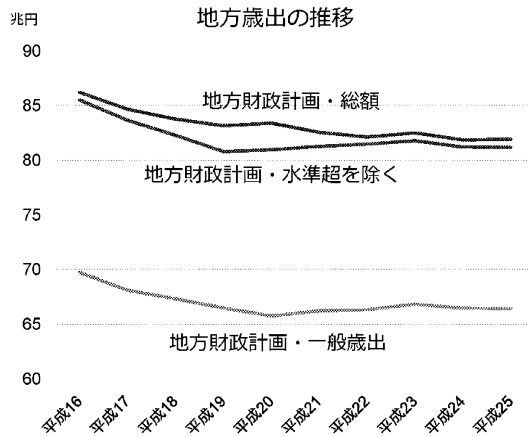
歳出特別枠・別枠加算は、特に財源に乏しい団体への配慮もあって地方財源の充実のために行われてきた

平成20年度以降の財源充実策の概要

		(単位: 億円)					
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
歳出	地方再生対策費	4,000	4,000	4,000	3,000		
	地域雇用創出推進費		5,000				
	地方財政計画の歳入歳出の見直しを通じた地方財源の充実		5,000	5,000			
	地域活性化・雇用等臨時特例費			9,850			
	地域活性化・雇用等対策費				12,000		
地域経済基盤強化・雇用等対策費					14,950	14,950	
歳入	地方交付税財源の別枠加算	10,000	9,850	12,650	10,500	9,900	

- ▶ 平成20年度以降の歳出において地方再生費や歳出特別枠、歳入における別枠加算が設けられてきた
- ▶ 地方再生対策費は、法人事業税の一部を、国税である地方交付税に振り替え、その歳入を地方交付税特別枠として再配分したことでねん出された
- ▶ 地方再生対策費は、地方交付税の算定を通じて、都道府県に1,500億円、市町村に2,500億円を配分することで、特に税収の乏しい団体の財源充実に配慮した
- ▶ 歳出特別枠は、当面の課題に対する経費を想定して財源確保され、必要に応じて配分
- ▶ 平成23年度以来、ほぼ定額で推移している一方で、別枠加算は、地方税収の回復と呼応するように、24・25年度は圧縮

地方が提供する行政サービスは住民生活に密着したものであり、安定的な財政運営が可能となるように地方財政計画が策定されてきた

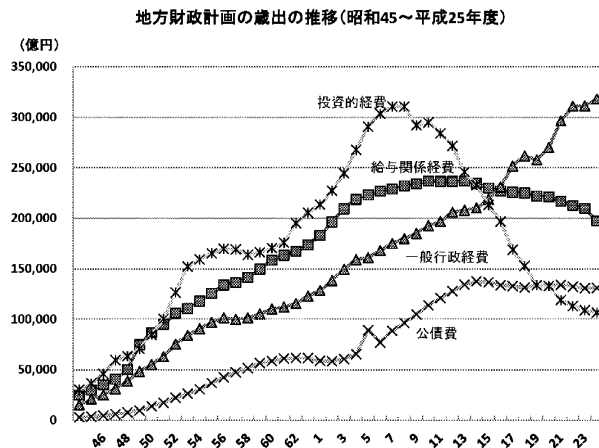


- ▶ 平成20年度のリーマンショックの前後においても、地方財政計画は、総額、水準超経費を除く総額、一般歳出で、ほぼ同額で推移している（平成18年度までは持続的に圧縮されてきた）
- ▶ 地方財政計画における歳出特別枠は、当面の課題に対応する経費を想定して財源確保されているが、これらを含めて、地方財政計画の歳出規模は安定的に措置されてきた
- ▶ その一方、国の一般会計予算の歳出は平成19年度から25年度の間、大きく伸長している

歳出総額	82.9 → 92.6 兆円
基礎的財政収支対象経費	61.9 → 70.4 兆円
一般歳出	47.0 → 54.0 兆円

「コンクリートから人へ」の実像

— 社会保障給付の増を投資的経費の減だけでは吸収できず、地方公務員の人件費を圧縮してきた



地方財政計画の内訳の長期的な推移をみると、投資的経費はバブル崩壊後の景気対策モードが一段落した以降、急激に圧縮され、昭和50年代の前半の水準まで低下している

一方、高齢化と制度の充実に伴う社会保障給付の上昇は急激に進んでいる。投資的経費の圧縮によって、臨時財政対策債が暴増しているにもかかわらず、公債費は高原状態で、どちらかといえば微減の傾向にある

一見すると、投資的経費の圧縮で、一般行政経費の増を吸収しているように見えるが、投資的経費にはほとんど一般財源は充当されていないので、一般財源ベースでみると、投資的経費の減少では、社会保障給付費の増大を吸収できない

近年では、一般財源の総額が一定で推移しているが、それが可能であったのは、給与関係経費の圧縮が進んだからであり、地方公務員の定員はこの10年程度で、一般行政職で15%以上の純減となっている

コンクリートから人へとは、投資的経費を圧縮して社会保障給付に振り向けるイメージであるが、実態的には、コンクリートの代わりに地方公務員の給与を圧縮することで実現したものと見える

地方自治体の政策経費である一般行政経費の単独分の推移 – 平成20~23年度までの微増によって多少の安堵感が生じている 仮に歳出特別枠を全廃すれば、地財ショックを上回る衝撃

地方財政計画における一般行政経費等の変動

	13年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
一般行政経費	205,944	208,068	210,263	218,833	232,857	251,857	261,811	265,464	272,608	294,331	308,226	311,406	318,257
補助事業	93,473	95,846	98,414	101,183	99,428	107,286	112,300	115,660	122,887	144,313	157,481	158,820	163,919
単独事業(a)	112,521	112,222	111,849	111,475	125,063	134,765	139,510	138,410	138,285	138,285	138,601	138,095	139,993
平成16年度一般財源化分(b)				6,175									
うち決算乖離是正分(c)					8,366	10,000	6,000						
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費						9,786	10,001	11,394	11,436	11,733	12,144	14,491	14,345
地方再生対策費(d)								4,000	4,000	4,000	3,000		
地域雇用創出推進費(e)									5,000				
地域活性化・雇用等臨時特別費(f)										9,850			
地域活性化・雇用等臨時対策費(g)											12,000		
地域経済基盤強化・雇用等臨時対策費(h)												14,950	14,950
単独事業等の対前年度からの実質的な増加額		-290	-373	-374	-853	-276	-1,275	2,900	4,875	4,850	1,466	-556	1,898
		(注1)		(注2)		(注3)		(注4)		(注5)		(注6)	

注1) (a)の対前年度増加分
 注2) (a)の対前年度増加分-(b)-(c)
 注3) (a)の対前年度増加分-(e)
 注4) (a)+(d)+(e)+(f)の対前年度増加分
 注5) (a)+(d)+(g)の対前年度増加分-(f)
 注6) (a)+(d)+(g)-(h)の対前年度増加分

地方自治体の政策経費にあたる一般行政経費・単独事業分は、小泉政権における予算編成(平成14~18年度)と安倍政権(第1次)を通じて減少が続いた。その間にいわゆる地財ショックを経験している

その後、福田・麻生政権では、小規模事態を中心に財源が逼迫していることに強い危機感を抱き、財源手当てを行い、その流れは民主党政権でも引き継がれたが、平成24年度予算からは再び抑制基調となっている

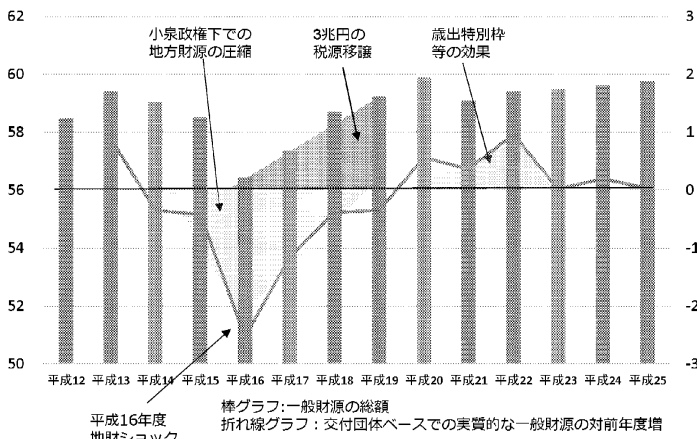
平成25年度は年少扶養控除廃止にかかる地方税増収分に対応する額であり、1年限りのものである

歳出特別枠を万一にも廃止すれば、地財ショックをはるかに超える、きわめて大きなショックを与える

平成13年度から直近までの一般財源の動き

— 地財ショックの一部を取り戻したものと見える —

地方財政計画における一般財源の推移 (単位:兆円)



地方財政計画における一般財源は、平成13年度に59.4兆円であり、その後、いったん減少するなどの変動を示しているが、平成22年度以降は横ばいであり、平成23年度で59.8兆円であって、この10年間でまったく増加していない

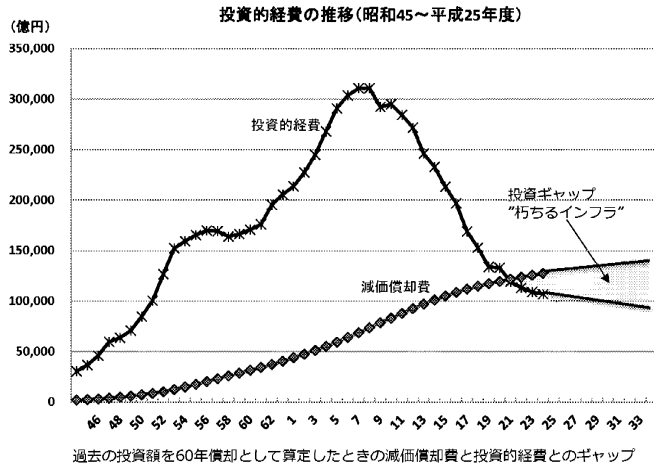
小泉内閣においては、平成16年度地財ショックなどで大きく低下したのち、平成16~18年度の三位一体改革に伴う3兆円規模の税源移譲の効果もあって増加しているが、3兆円の税源移譲分による増収は、4兆円の国庫補助負担金の圧縮に伴うものであり、地方財源の充実を意味しない

地方税収が増加すると、不交付団体への財源の集中が生じるので、交付団体ベースでの一般財源の動きに注意しなければならない

折れ線グラフは、交付団体ベースの一般財源のうち税源移譲の効果を取り除いた、実質的な一般財源の増減分の推移を示しているが、平成20年度以降の歳出特別枠等による財源確保効果は、小泉内閣の間に圧縮された一般財源の減少規模に比べて小さく、一部を取り戻したに過ぎない

社会資本の維持管理に重い課題

—ファシリティ・マネジメントの必要性、鍵はダウンサイジングと長寿命化



投資的経費は平成9年度まで急激に伸びたのち、反転して激減している

単純に、過去の投資的経費の計画額に対して、償却期間を60年として減価償却費を積み上げていくと、平成22年度あたりで、新規投資額=減価償却費となり、置き換え投資のみができる計算となり、22年度以降は社会資本ストックが純減をして、計算上は「朽ちるインフラ」の状態となっている

投資的経費の減少があまりにも急激であり、現状で多少、投資的経費を拡大したとしても、バラマキ公共事業と批判するのは、一般論としては行き過ぎの印象

投資的経費の減少については、この辺りで止めて、社会資本の充実に努めるべき状況

その一方で、施設系とインフラ系に分けて、投資的経費の効率的な執行を進めるべき

施設系については、学校の統廃合に代表されるようなダウンサイジングが課題

インフラ系については、減価償却期間が自動的に耐用年数にはならないので、安全性や強度の点検を強化して、大規模改修等の維持管理を進めて、長寿命化の実現が課題

